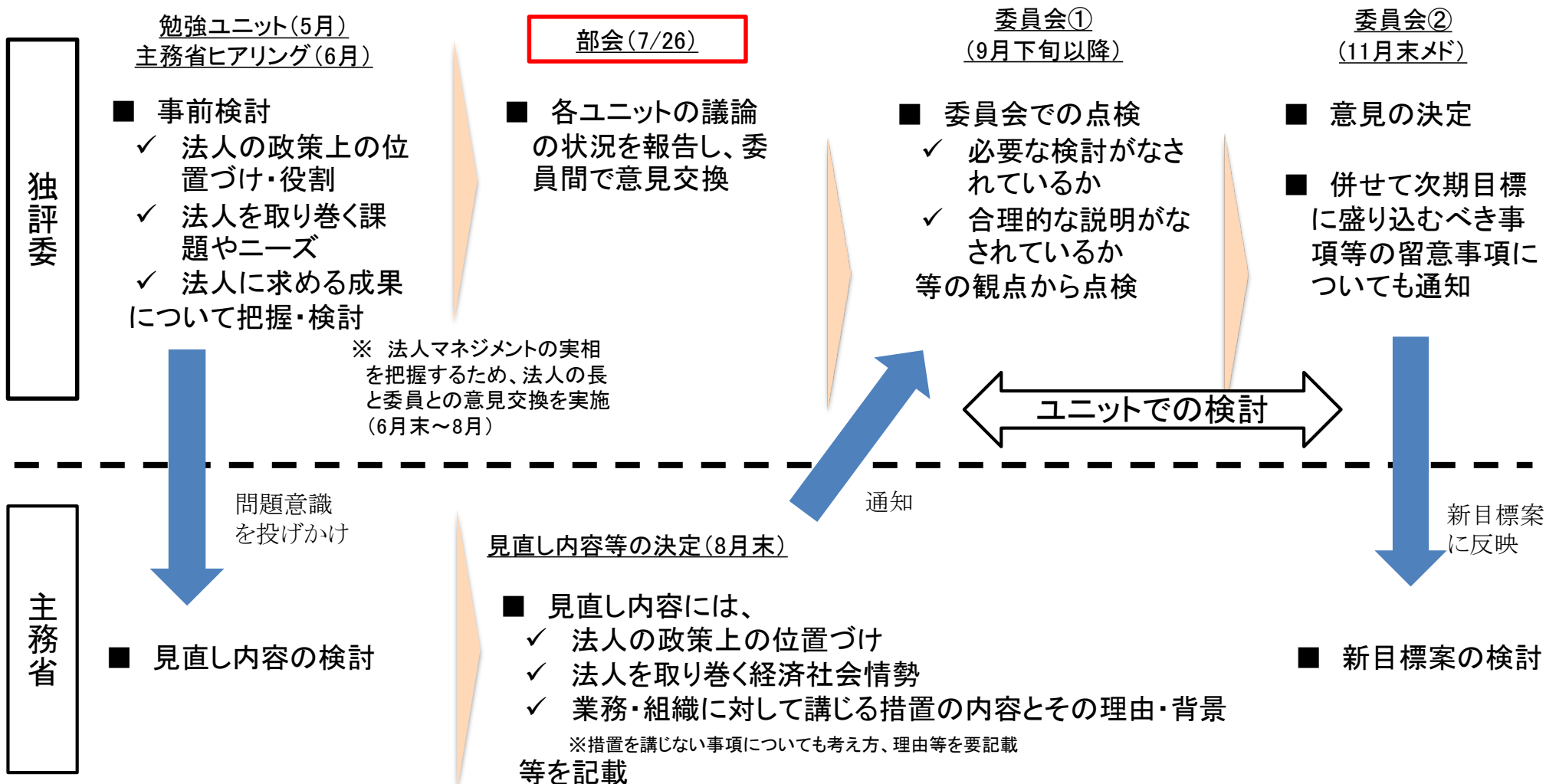
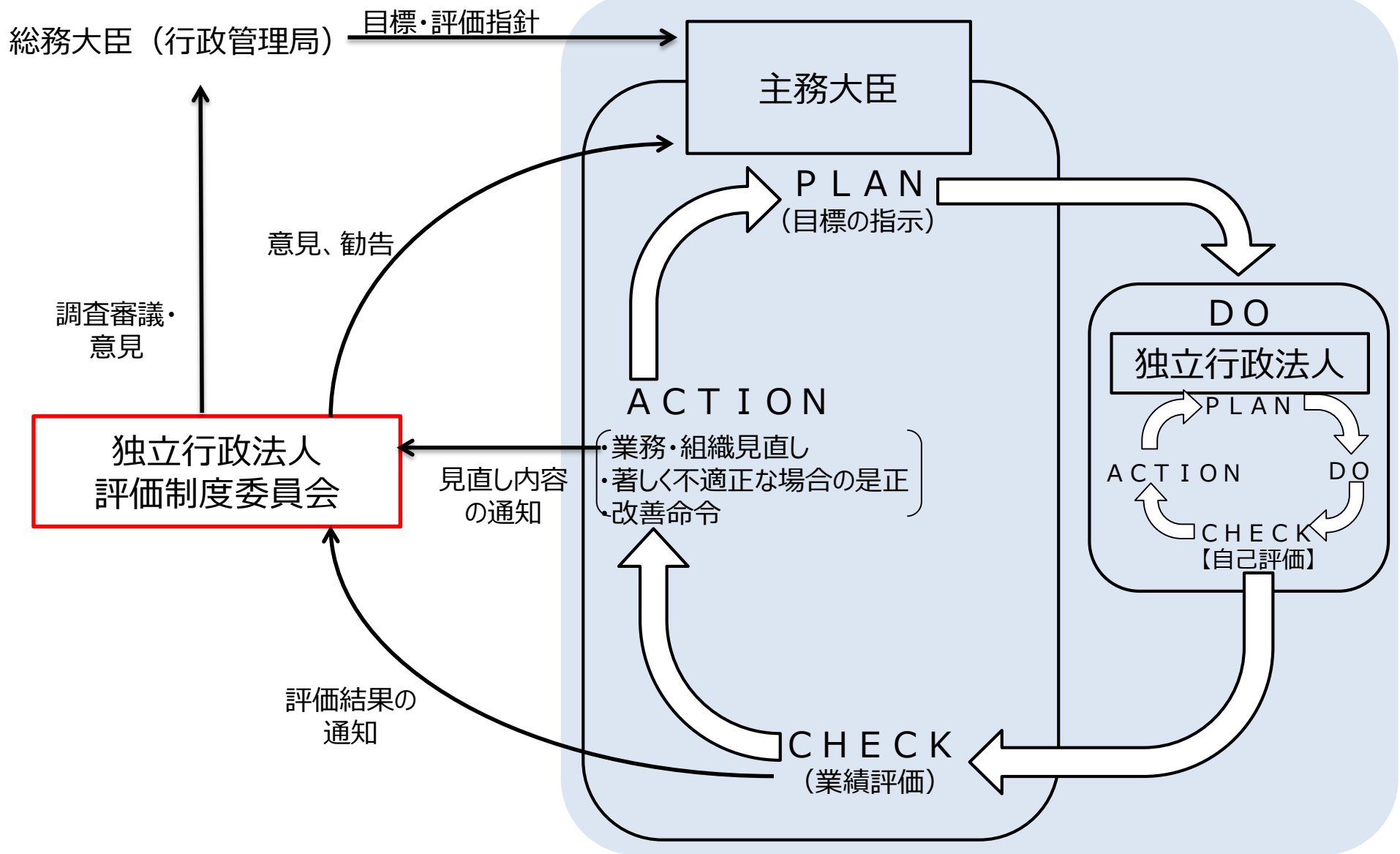


- ◆ 国の政策の実施手段として、主務大臣は、法人に明確なミッション（政策上の位置づけ、役割、達成すべき成果）を指示
- ◆ 法人経営層は、ミッションを組織内に浸透させるとともに、これを達成するため自律的に業務遂行



独立行政法人評価のスキーム



法人の概要 独立行政法人北方領土問題対策協会

所管	内閣府	主管課	北方対策本部				中期目標期間	平 25. 4. 1～30. 3. 31（5年）				
沿革	昭 44. 10 特殊法人北方領土問題対策協会 → 平 15. 10 独立行政法人北方領土問題対策協会											
組織体制	所在地：（東京事務局）東京都台東区北上野 1－9－12 住友不動産上野ビル 札幌事務所（北海道札幌市中央区） 根室連絡所（北海道根室市） 啓発施設（北方館（北海道根室市）、別海北方展望塔（北海道野付郡別海町）、羅臼国後展望塔（北海道目梨郡羅臼町））											
役員数	役員数：理事長（常勤 1）、理事（常勤 1、非常勤 5）、監事（非常勤 2）（平 29. 4. 1 現在） 常勤職員数：17 人（平 29. 4. 1 現在）											
法人の目的	<p>【独立行政法人北方領土問題対策協会法第 3 条】</p> <p>1. 北方領土問題その他北方地域（歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島をいう。以下同じ。）に関する諸問題についての国民世論の啓発並びに調査及び研究（以下「調査研究」という。）を行うとともに、北方地域に生活の本拠を有していた者に対し援護を行うことにより、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進を図ることを目的とする。</p> <p>2. 北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律（昭和三十六年法律第百六十二号。以下「北方地域旧漁業権者等法」という。）に基づき、北方地域旧漁業権者等（北方地域旧漁業権者等法第二条第二項に規定する北方地域旧漁業権者等をいう。以下同じ。）その他の者に対し、漁業その他の事業及び生活に必要な資金を融通することにより、これらの者の事業の経営と生活の安定を図ることを目的とする。</p>											
業務の範囲	<p>【独立行政法人北方領土問題対策協会法第 11 条】</p> <p>1. 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について、定期刊行物その他の印刷物の発行、講演会、講習会、展示会等の開催その他の方法により、国民世論の啓発を行うこと。</p> <p>2. 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和三十七年法律第八十五号）第二条第四項に規定する交流等事業（同項第一号に掲げるものに限る。）を実施すること。</p> <p>3. 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について調査研究を行うこと。</p> <p>4. 昭和 20 年 8 月 15 日において北方地域に生活の本拠を有していた者及びその者の子で同日後北方地域において出生したものに対し必要な援護を行うこと。</p> <p>5. 1～4 に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>6. 北方地域旧漁業権者等法第四条に規定する業務を行うこと。</p>											
平成 25～29 年度における決算額（28 年度、29 年度は予算額）（単位：百万円）												
収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	
運営費交付金	1,236	1,215	1,210	1,236	1,236	北方対策事業費	1,083	995	936	1,076	1,076	
施設整備補助金	0	52	-	-	-	貸付業務関係経費	80	73	68	101	93	
貸付事業費補助金	106	109	130	154	157	一般管理費	40	39	39	41	40	
貸付金利息収入	52	50	48	46	42	人件費	190	210	231	220	227	
参加費収入	1	1	0	1	1	施設整備費	4	52	-	-	-	
事業外収入	0	0	0	0	0	受託業務費	73	72	67	80	82	
政府受託収入	74	72	68	80	82							
償却債権取立益	0	0	0	-	-							
その他の収入	-	-	2	-	-							
合計	1,469	1,499	1,458	1,517	1,518	合計	1,471	1,442	1,339	1,517	1,518	

(一般勘定)

平成 25～29 年度における決算額 (28 年度、29 年度は予算額) (単位：百万円)											
収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
運営費交付金	1,236	1,215	1,210	1,236	1,236	北方対策事業費	1,083	995	936	1,076	1,076
施設整備補助金	0	52	-	-	-	一般管理費	27	26	25	27	27
参加費収入	1	1	0	1	1	人件費	112	125	125	134	134
事業外収入	0	0	0	0	0	施設整備費	4	52	-	-	-
政府受託収入	74	72	68	80	82	受託業務費	73	72	67	80	82
その他の収入	-	-	2	-	-						
合計	1,310	1,339	1,280	1,317	1,319	合計	1,299	1,270	1,153	1,317	1,319

(貸付業務勘定)

平成 25～29 年度における決算額 (28 年度、29 年度は予算額) (単位：百万円)											
収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
貸付事業費補助金	106	109	130	154	157	貸付業務関係経費	80	73	68	101	93
貸付金利息収入	52	50	48	46	42	一般管理費	13	14	13	14	14
事業外収入	0	0	0	0	0	人件費	78	85	106	85	93
償却債権取立益	0	0	0	-	-						
合計	158	159	178	200	199	合計	171	172	187	201	199

法人の概要 独立行政法人国民生活センター

所管	消費者庁	主管課	消費者庁消費者教育・地方協力課	中期目標期間	平 25. 4. 1～30. 3. 31（5年）
沿革	昭 37. 06 特殊法人国民生活研究所として成立 昭 45. 10 特殊法人国民生活センターに改組 平 15. 10 独立行政法人国民生活センター設立				
組織体制	所在地：（相模原事務所） 神奈川県相模原市中央区弥栄 3-1-1 （東京事務所） 東京都港区高輪 3-13-22				
役員数	役員数：理事長（常勤1）、理事（常勤3）、監事（非常勤2）（平 29. 4. 1 現在） 常勤職員数：129 人、非常勤職員数：145 人（平 29. 4. 1 現在）				
法人の目的	【独立行政法人国民生活センター法 第三条】 国民生活の安定及び向上に寄与するため、総合的見地から国民生活に関する情報の提供及び調査研究を行うとともに、重要消費者紛争について法による解決のための手続を実施することを目的とする。				
業務の範囲	【独立行政法人国民生活センター法第十条】 一 国民に対して国民生活の改善に関する情報の提供 二 国民生活に関する国民からの苦情、問合せ等に対して必要な情報の提供 三 前二号に掲げる業務に類する業務を行う行政庁、団体等の依頼に応じて国民生活に関する情報の提供 四 国民生活の実情及び動向に関する総合的な調査研究 五 国民生活に関する情報の収集 六 重要消費者紛争の解決 七 前各号の業務に附帯する業務				

平成 25～29 年度における決算額（28 年度、29 年度は予算額）（単位：百万円）

収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
運営費交付金収入	4,187	2,717	2,851	3,124	3,234	業務経費	1,456	1,466	3,932	2,682	2,883
事業収入等	89	84	114	120	167	（広報事業経費）			(211)	(218)	(280)
前年度からの繰越金	-	84	1,500	-	-	（情報・分析事業経費）			(2,539)	(1,237)	(1,143)
						（相談事業経費）			(396)	(438)	(483)
						（商品テスト事業経費）			(330)	(364)	(483)
						（研修事業経費）			(259)	(250)	(292)
						（企画調整事業経費）			(45)	(45)	(52)
						（紛争解決委員会事業経費）			(151)	(130)	(150)
						一般管理費	155	189	472	562	518
						人件費	1,064	1,166			
合計	4,275	2,885	4,466	3,244	3,401	合計	2,675	2,821	4,403	3,244	3,401

（注）平成 27 年度から、人件費は、業務経費及び一般管理費に配賦して計上するように変更。

法人の概要 日本司法支援センター

所管	法務省	主管課	大臣官房司法法制部司法法制課	中期目標期間	平 26. 4. 1～30. 3. 31（4年）
沿革	平 18. 4 日本司法支援センター設立				
組織体制	<p>所在地（本部）：東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー 8 F 地方事務所 50 カ所：北海道（4）、東北（6）、関東（11）、中部（6）、近畿（6）、中国（5）、四国（4）、九州（8）</p> <p>支部 11 カ所：関東（7）、中部（1）、近畿（2）、九州（1） 出張所 11 カ所：東北（7）、関東（3）、近畿（1） 司法過疎地域事務所 35 カ所：北海道（2）、東北（6）、関東（4）、中部（3）、近畿（2）、中国（3）、四国（3）、九州（12） 扶助・国選対応地域事務所 4 カ所：関東（3）、九州（1）</p>				
役職員数	<p>役員数：理事長（常勤1）、理事（常勤1、非常勤3）、監事（非常勤2） 常勤職員数：929人、非常勤職員数：587人（平 29. 4. 1 現在）</p>				
法人の目的	<p>【総合法律支援法 第十四条】 総合法律支援に関する事業を迅速かつ適切に行うことを目的とする</p>				
業務の範囲	<p>【総合法律支援法 第三十条】 支援センターは、第十四条の目的を達成するため、総合法律支援に関する次に掲げる業務を行う。</p> <p>一 次に掲げる情報及び資料を収集して整理し、情報通信の技術を利用する方法その他の方法により、一般の利用に供し、又は個別の依頼に応じて提供すること。</p> <p>イ 裁判その他の法による紛争の解決のための制度の有効な利用に資するもの ロ 弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者の業務並びに弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体の活動に関するもの</p> <p>二 民事裁判等手続において自己の権利を実現するための準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない国民若しくは我が国に住所を有し適法に在留する者（以下「国民等」という。）又はその支払により生活に著しい支障を生ずる国民等を援助する次に掲げる業務</p> <p>イ 民事裁判等手続の準備及び追行（民事裁判等手続に先立つ和解の交渉で特に必要と認められるものを含む。）のため代理人に支払うべき報酬及びその代理人が行う事務の処理に必要な実費の立替えをすること。 ロ イに規定する立替えに代え、イに規定する報酬及び実費に相当する額を支援センターに支払うことを約した者のため、適当な契約弁護士等にイの代理人が行う事務を取り扱わせること。 ハ 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）その他の法律により依頼を受けて裁判所に提出する書類を作成することを業とすることができる者に対し民事裁判等手続に必要な書類の作成を依頼して支払うべき報酬及びその作成に必要な実費の立替えをすること。 ニ ハに規定する立替えに代え、ハに規定する報酬及び実費に相当する額を支援センターに支払うことを約した者のため、適当な契約弁護士等にハに規定する書類を作成する事務を取り扱わせること。 ホ 弁護士法 その他の法律により法律相談を取り扱うことを業とすることができる者による法律相談（以下この項において単に「法律相談」という。）（刑事に関するものを除く。次号及び第四号において同じ。）を実施すること。</p> <p>三 未施行</p> <p>四 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、その被災地において法律相談を円滑に実施することが特に必要と認められるものとして政令で指定するものが発生した日において、民事上の法律関係に著しい混乱を生ずるおそれがある地区として政令で定めるものに住所、居所、営業所又は事務所を有していた国民等を援助するため、同日から起算して一年を超えない範囲内において総合法律支援の実施体制その他の当該被災地の実情を勘案して政令で定める期間に限り、その生活の再建に当たり必要な法律相談を実施すること。</p> <p>五 未施行</p> <p>六 国の委託に基づく国選弁護士及び国選付添人（以下「国選弁護士等」という。）の選任並びに国選被害者参加弁護士の選定に関する次に掲げる業務</p> <p>イ 裁判所若しくは裁判長又は裁判官の求めに応じ、支援センターとの間で国選弁護士等の事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士（以下「国選弁護士等契約弁護士」という。）の中から、国選弁護士等の候補を指名し、裁判所若しくは裁判長又は裁判官に通知すること。 ロ 犯罪被害者等保護法第十一条第一項の規定による請求があつた場合において、裁判所に対し、これを通知するとともに、同条第二項の規定により提出を受けた書面を送付すること。 ハ 支援センターとの間で国選被害者参加弁護士の事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士（以下「被害者参加弁護士契約弁護士」という。）の中から、国選被害者参加弁護士の候補を指名し、裁判所に通知すること。 ニ イの通知に基づき国選弁護士等に選任された国選弁護士等契約弁護士及びハの通知に基づき国選被害者参加弁護士に選定された被害者参加弁護士契約弁護士にその事務を取り扱わせること。</p> <p>七 弁護士、弁護士法人又は隣接法律専門職者がその地域にいないことその他の事情によりこれらの者に対して法律事務の取扱いを依頼することに困難がある地域において、その依頼に応じ、相当の対価を得て、適当な契約弁護士等に法律事務を取り扱わせること。</p>				

- 八 被害者等の援助に関する次に掲げる情報及び資料を収集して整理し、情報通信の技術を利用する方法その他の方法により、一般の利用に供し、又は個別の依頼に応じて提供すること。この場合においては、被害者等の援助に精通している弁護士を紹介する等被害者等の援助が実効的に行われることを確保するために必要な措置を講ずるよう配慮すること。
- イ 刑事手続への適切な関与及び被害者等が受けた損害又は苦痛の回復又は軽減を図るための制度その他の被害者等の援助に関する制度の利用に資するもの
- ロ 被害者等の援助を行う団体その他の者の活動に関するもの
- 九 犯罪被害者等保護法第八条第一項に規定する権限に係る事務を行うこと。
- 十 国、地方公共団体、弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体、弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者、裁判外紛争解決手続を行う者、被害者等の援助を行う団体その他の者並びに高齢者又は障害者の援助を行う団体その他の関係する者の間における連携の確保及び強化を図ること。
- 十一 支援センターの業務に関し、講習又は研修を実施すること。
- 十二 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 支援センターは、前項の業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、第三十四条第一項に規定する業務方法書で定めるところにより、国、地方公共団体、公益社団法人若しくは公益財団法人その他の営利を目的としない法人又は国際機関の委託を受けて、被害者等の援助その他に関し、次の業務を行うことができる。
- 一 その委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせること。
- 二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 3 支援センターが前二項の業務として契約弁護士等に取り扱わせる事務については、支援センターがこれを取り扱うことができるものと解してはならない。

平成 25～29 年度における決算額（28 年度、29 年度は予算額）（単位：百万円）

収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
前年度繰越金	3,331	456	778	-	-	一般管理費（～H27）	8,083	8,046	7,911		
運営費交付金	12,836	15,507	15,206	15,117	15,396	事業経費（～H27）	17,666	17,815	18,337		
受託収入	17,446	18,079	17,230	18,382	17,682	受託経費（～H27）	17,446	18,078	17,230		
補助金等収入	79	68	69	51	44	事業経費（H28～）				32,519	32,249
事業収入	10,663	10,737	10,958	10,920	11,180	一般管理費（H28～）				3,951	4,003
事業外収入	2,345	76	286	313	281	人件費（H28～）				8,312	8,331
合計	46,701	44,923	44,526	44,783	44,583	合計	43,195	43,939	43,477	44,783	44,583

（一般勘定）

平成 25～29 年度における決算額（28 年度、29 年度は予算額）（単位：百万円）

収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
前年度繰越金	3,331	456	778			一般管理費	8,083	8,046	7,911		
運営費交付金	12,836	15,507	15,206			事業経費	17,666	17,815	18,337		
受託収入	2,246	2,012	1,772			受託経費	2,246	2,012	1,772		
補助金等収入	79	68	69	※	※					※	※
事業収入	10,663	10,737	10,958								
事業外収入	2,345	76	286								
合計	31,501	28,857	29,068			合計	27,996	27,873	28,020		

（国選弁護士確保業務等勘定）

平成 25～29 年度における決算額（28 年度、29 年度は予算額）（単位：百万円）

収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
受託収入	15,200	16,066	15,458	※	※	受託経費	15,200	16,066	15,458	※	※
合計	15,200	16,066	15,458			合計	15,200	16,066	15,458		

※独立行政法人会計基準の改訂を受け、平成28年度以降は予算区分を一定の事業等のまとまりごとに変更している。
 (平成28年度予算 (単位: 百万円))

	情報提供 業務	民事法律扶 助業務	国選弁護等 関連業務	犯罪被害者 支援業務	司法過疎対 策業務	受託業務	共通	合 計
運営費交付金	970	9,372	-	325	770	-	3,680	15,117
受託収入	-	-	13,874	168	1,060	2,315	965	18,382
補助金等収入	0	0	-	0	-	-	51	51
事業収入	0	10,451	-	0	468	-	-	10,920
事業外収入	0	0	-	0	-	-	313	313
収入計	970	19,824	13,874	493	2,299	2,315	5,009	44,783
事業経費	341	17,072	12,495	178	210	2,224	-	32,519
一般管理費	-	-	-	-	-	-	3,951	3,951
人件費	629	2,752	1,379	315	2,089	92	1,057	8,312
支出計	970	19,824	13,874	493	2,299	2,315	5,009	44,783

(平成29年度予算 (単位: 百万円))

	情報提供 業務	民事法律扶 助業務	国選弁護等 関連業務	犯罪被害者 支援業務	司法過疎対 策業務	受託業務	共通	合 計
運営費交付金	1,002	9,338	-	309	848	-	3,900	15,396
受託収入	-	-	13,254	167	1,084	2,204	973	17,682
補助金等収入	0	0	-	0	0	-	44	44
事業収入	0	10,780	-	0	401	-	0	11,180
事業外収入	13	88	-	0	0	-	179	281
収入計	1,015	20,206	13,254	476	2,332	2,204	5,096	44,583
事業経費	393	17,481	11,894	165	202	2,114	-	32,249
一般管理費	-	-	-	-	-	-	4,003	4,003
人件費	622	2,725	1,361	311	2,130	90	1,093	8,331
支出計	1,015	20,206	13,254	476	2,332	2,204	5,096	44,583

法人の概要 独立行政法人日本学術振興会

所管	文部科学省	主管課	研究振興局振興企画課	中期目標期間	平 25. 4. 1～30. 3. 31 (5年)
沿革	昭 7. 12 財団法人日本学術振興会 → 昭 42. 9 特殊法人日本学術振興会 → 平 15. 10 独立行政法人日本学術振興会				
組織体制	所在地：(本部) 東京都千代田区麹町 5 - 3 - 1 (海外研究連絡センター) 10 施設 ワシントンDC、サンフランシスコ、ボン、ロンドン、ストックホルム、ストラスブール、バンコク、北京、カイロ、ナイロビ				
役員数	役員数：理事長(常勤1)、理事(常勤2)、監事(常勤1、非常勤1)(平 29. 4. 1 現在) 常勤職員数：166人、非常勤職員数：38人(平 29. 4. 1 現在)				
法人の目的	【独立行政法人日本学術振興会法第3条】 学術研究の助成、研究者の養成のための資金の支給、学術に関する国際交流の促進、学術の応用に関する研究等を行うことにより、学術の振興を図ることを目的とする。				
業務の範囲	【独立行政法人日本学術振興会法第15条】 1. 学術の研究に関し、必要な助成を行うこと。 2. 優秀な学術の研究者を養成するため、研究者に研究を奨励するための資金を支給すること。 3. 海外への研究者の派遣、外国人研究者の受入れその他学術に関する国際交流を促進するための業務を行うこと。 4. 学術の応用に関する研究を行うこと。 5. 学術の応用に関する研究に関し、学界と産業界との協力を促進するために必要な援助を行うこと。 6. 学術の振興のための方策に関する調査及び研究を行うこと。 7. 4及び6に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。 8. 学術の振興のために国が行う助成に必要な審査及び評価を行うこと。 9. 1～8の業務に附帯する業務を行うこと。				

平成 25～29 年度における決算額（28 年度、29 年度は予算額）（単位：百万円）

収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
運営費交付金	29,169	28,006	27,239	26,709	26,712	一般管理費	1,080	935	928	911	909
国庫補助金収入	243,141	231,816	228,557	229,218	231,215	（人件費）	(383)	(297)	(360)	(307)	(314)
（科学研究費補助金）	(134,418)	(130,087)	(132,293)	(138,156)	(141,668)	（物件費）	(697)	(639)	(568)	(604)	(595)
（研究拠点形成費等補助金）	(114)	(105)	(105)	(105)	(105)	事業費	28,762	27,672	26,805	26,344	26,349
（大学改革推進等補助金）	(-)	(25)	(45)	(61)	(55)	（人件費）	(549)	(593)	(552)	(609)	(511)
（国際化拠点整備事業費補助金）	(75)	(114)	(61)	(64)	(75)	（物件費）	(28,214)	(27,080)	(26,252)	(25,735)	(25,838)
（最先端研究開発戦略の強化費補助金）	(4,716)	(1,088)	(-)	(-)	(-)	科学研究費補助事業費	133,913	129,760	132,052	138,156	141,668
（若手研究者戦略的海外派遣事業費補助金）	(1,522)	(-)	(-)	(-)	(-)	研究拠点形成費等補助事業費	107	93	102	105	105
（戦略的国際研究交流推進事業費補助金）	(-)	(2,030)	(1,896)	(1,608)	(1,124)	大学改革推進等補助事業費	-	21	34	61	55
（科学技術人材育成費補助金）	(-)	(-)	(-)	(89)	(1,506)	国際化拠点整備事業費補助事業費	48	89	47	64	75
（学術研究助成基金補助金）	(102,296)	(98,367)	(94,156)	(89,134)	(86,682)	先端研究助成事業費	29,382	-	-	-	-
事業収入	575	522	640	140	140	最先端研究開発戦略の強化費補助事業費	4,696	1,088	-	-	-
寄附金事業収入	24	79	10	91	66	若手研究者戦略的海外派遣事業費補助事業費	1,507	-	-	-	-
産学協理事業収入	258	258	249	257	257	戦略的国際研究交流推進事業費補助事業費	-	2,027	1,884	1,608	1,124
学術図書出版事業収入	0	0	0	0	0	科学技術人材育成費補助事業費	-	-	-	89	1,506
受託事業収入	182	181	174	174	35	学術研究助成事業費	95,515	98,386	89,019	98,474	95,135
						寄附金事業費	38	71	39	99	76
						産学協理事業費	247	236	233	257	257
						学術図書出版事業費	0	0	0	0	0
						受託事業費	164	169	151	174	35
合計	273,350	260,862	256,869	256,588	258,424	合計	295,459	260,548	251,294	266,343	267,295

(一般勘定)

平成 25～29 年度における決算額 (28 年度、29 年度は予算額) (単位：百万円)											
収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
運営費交付金	29,169	28,006	27,239	26,709	26,712	一般管理費	429	426	419	402	400
国庫補助金収入	140,845	133,449	134,401	140,084	144,533	(人件費)	(214)	(228)	(282)	(228)	(236)
事業収入	65	104	62	38	38	(物件費)	(215)	(199)	(137)	(174)	(164)
寄附金事業収入	24	79	10	91	66	事業費	28,762	27,672	26,805	26,344	26,349
産学協力事業収入	258	258	249	257	257	(人件費)	(549)	(593)	(552)	(609)	(511)
学術図書出版事業収入	0	0	0	0	0	(物件費)	(28,214)	(27,080)	(26,252)	(25,735)	(25,838)
受託事業収入	182	181	174	174	35	科学研究費補助事業費	133,913	129,760	132,052	138,156	141,668
						研究拠点形成費等補助事業費	107	93	102	105	105
						大学改革推進等補助事業費	-	21	34	61	55
						国際化拠点整備事業費補助事業費	48	89	47	64	75
						最先端研究開発戦略的強化費補助事業費	4,696	1,088	-	-	-
						若手研究者戦略的海外派遣事業費補助事業費	1,507	-	-	-	-
						戦略的国際研究交流推進事業費補助事業費	-	2,027	1,884	1,608	1,124
						科学技術人材育成費補助事業費	-	-	-	89	1,506
						寄附金事業費	38	71	39	99	76
						産学協力事業費	247	236	233	257	257
						学術図書出版事業費	0	0	0	0	0
						受託事業費	164	169	151	174	35
合計	170,544	162,077	162,135	167,351	171,640	合計	169,911	161,653	161,766	167,360	171,651

(学術研究助成業務勘定)

平成 25～29 年度における決算額 (28 年度、29 年度は予算額) (単位：百万円)											
収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
国庫補助金収入	102,296	98,367	94,156	89,134	86,682	一般管理費	509	509	509	509	509
事業収入	252	418	578	102	102	(人件費)	(66)	(69)	(77)	(79)	(79)
						(物件費)	(443)	(440)	(432)	(430)	(430)
						学術研究助成事業費	95,515	98,386	89,019	98,474	95,135
合計	102,548	98,785	94,734	89,236	86,784	合計	96,024	98,895	89,528	98,983	95,644

(先端研究助成業務勘定)

平成 25～29 年度における決算額 (28 年度、29 年度は予算額) (単位：百万円)											
収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
事業収入	22	-	-	-	-	一般管理費	127	-	-	-	-
						(人件費)	(98)	(-)	(-)	(-)	(-)
						(物件費)	(30)	(-)	(-)	(-)	(-)
						先端研究助成事業費	29,382	-	-	-	-
合 計	22	-	-	-	-	合 計	29,509	-	-	-	-

(研究者海外派遣業務勘定)

平成 25～29 年度における決算額 (28 年度、29 年度は予算額) (単位：百万円)											
収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
事業収入	237	-	-	-	-	一般管理費	14	-	-	-	-
						(人件費)	(5)	(-)	(-)	(-)	(-)
						(物件費)	(9)	(-)	(-)	(-)	(-)
合 計	237	-	-	-	-	合 計	14	-	-	-	-

法人の概要 国立研究開発法人理化学研究所

所管	文部科学省	主管課	研究振興局基礎研究振興課	中長期目標期間	平 25. 4. 1～30. 3. 31（5年）
沿革	大 6. 3 財団法人理化学研究所 → 昭 23. 3 株式会社科学研究所 → 昭 33. 10 特殊法人理化学研究所 → 平 15. 10 独立行政法人理化学研究所 → 平 27. 4 国立研究開発法人に移行				
組織体制	所在地： 和光地区（埼玉県和光市）、仙台地区（宮城県仙台市）、筑波地区（茨城県つくば市）、東京地区（東京都中央区）、板橋分所（東京都板橋区）、横浜地区（神奈川県横浜市）、名古屋地区（愛知県名古屋市）、大阪地区（大阪府吹田市）、神戸第1地区（兵庫県神戸市）、神戸第2地区（兵庫県神戸市）、播磨地区（兵庫県佐用郡） 海外地区（RAL 支所（イギリス）、理研 BNL 研究センター（アメリカ）、シンガポール事務所（シンガポール）、北京事務所（中国））				
役員数	役員数：理事長（常勤1）、理事（常勤4、非常勤1）、監事（常勤2）（平 29. 4. 1 現在） 常勤職員数：3,552 人、非常勤職員数：1,297 人（平 29. 4. 1 現在）				
法人の目的	【国立研究開発法人理化学研究所法第3条】 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。）に関する試験及び研究等の業務を総合的に行うことにより、科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。				
業務の範囲	【国立研究開発法人理化学研究所法第16条】 1. 科学技術に関する試験及び研究を行うこと。 2. 1に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。 3. 研究所の施設及び設備を科学技術に関する試験、研究及び開発を行う者の共用に供すること。 4. 科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。 5. 1～4の業務に附随する業務を行うこと。 6. 1～5の業務のほか、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）第五条第一項に規定する業務を行う。				

平成 25～29 年度における決算額（28 年度、29 年度は予算額）（単位：百万円）

収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
運営費交付金	55,330	53,119	51,481	51,591	52,591	一般管理費	4,025	4,177	3,957	4,077	3,929
施設整備費補助金	4,572	7,122	863	4,005	0	（人件費）	(1,304)	(1,432)	(1,346)	(1,383)	(1,376)
設備整備費補助金	4,891	2,275	1	0	0	（物件費）	(729)	(703)	(687)	(665)	(665)
特定先端大型研究施設整備費補助金	10,502	1,200	999	500	0	（公租公課）	(1,993)	(2,042)	(1,924)	(2,029)	(1,888)
特定先端大型研究施設運営費等補助金	22,903	24,606	26,906	27,844	28,241	業務経費	47,567	48,976	45,638	47,965	49,292
雑収入	501	462	931	451	631	（人件費）	(4,922)	(5,304)	(5,184)	(5,096)	(5,257)
特定先端大型研究施設利用収入	369	446	374	367	297	（物件費）	(42,645)	(43,671)	(40,454)	(42,869)	(44,035)
受託事業収入等	16,762	18,226	15,089	9,176	11,888	施設整備費	4,483	7,024	861	4,005	0
次世代人工知能技術等研究開発拠点形成事業費補助金	-	-	-	1,450	2,950	設備整備費	4,890	2,272	1	0	0
						特定先端大型研究施設整備費	10,502	1,200	999	500	0
						特定先端大型研究施設運営等事業費	23,041	24,899	26,820	28,212	28,539
						次世代人工知能技術等研究開発拠点形成事業費	-	-	-	1,450	2,950
						受託事業等	16,750	18,013	15,074	9,176	11,888
合計	115,831	107,457	96,643	95,385	96,598	合計	111,258	106,561	93,350	95,385	96,598

法人の概要 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

所管	文部科学省	主管課	研究開発局宇宙開発利用課	中長期目標期間	平 25. 4. 1～30. 3. 31（5年）
沿革	昭 39. 4 東京大学宇宙航空研究所→ 昭 56. 4 文部省宇宙科学研究所→ 平 13. 1 文部科学省宇宙科学研究所 （*1）		昭 44. 10 宇宙開発事業団 （*2）	昭 30. 7 総理府航空技術研究所→ 昭 31. 5 科学技術庁航空技術研究所→ 昭 38. 4 科学技術庁航空宇宙技術研究所→ 平 13. 1 文部科学省航空宇宙技術研究所→ 平 13. 4 独立行政法人航空宇宙技術研究所 （*3）	
（*1～*3 統合） → 平 15. 10 独立行政法人宇宙航空研究開発機構 → 平 27. 4 国立研究開発法人に移行					

組織体制
所在地：（本社）東京都調布市深大寺東町7-4-1
事務所（東京事務所（東京都千代田区）、筑波宇宙センター（茨城県つくば市）、調布航空宇宙センター（東京都調布市）、相模原キャンパス（神奈川県相模原市）、種子島宇宙センター（鹿児島県熊毛郡）、内之浦宇宙空間観測所（鹿児島県肝属郡）、角田宇宙センター（宮城県角田市）、能代ロケット実験場（秋田県能代市）、増田宇宙通信所（鹿児島県熊毛郡）、勝浦宇宙通信所（千葉県勝浦市）、沖縄宇宙通信所（沖縄県国頭郡）、臼田宇宙空間観測所（長野県佐久市）、地球観測センター（埼玉県比企郡）

役員数
役員数：理事長（常勤1）、副理事長（常勤1）、理事（常勤7）、監事（常勤1、非常勤1）
（平 29. 4. 1 現在）
常勤職員数：2,233人、非常勤職員数：158人（平 29. 4. 1 現在）

法人の目的
【国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法第4条】
大学との共同等による宇宙科学に関する学術研究、宇宙科学技術に関する基礎研究及び宇宙に関する基盤的研究開発並びに人工衛星等の開発、打上げ、追跡及び運用並びにこれらに関連する業務を、宇宙基本法（平成20年法律第43号）第2条の宇宙の平和的利用に関する基本理念にのっとり、総合的かつ計画的に行うとともに、航空科学技術に関する基礎研究及び航空に関する基盤的研究開発並びにこれらに関連する業務を総合的に行うことにより、大学等における学術研究の発展、宇宙科学技術及び航空科学技術の水準の向上並びに宇宙の開発及び利用の促進を図ることを目的とする。

業務の範囲
【国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法第18条】
1. 大学との共同その他の方法による宇宙科学に関する学術研究を行うこと。
2. 宇宙科学技術及び航空科学技術に関する基礎研究並びに宇宙及び航空に関する基盤的研究開発を行うこと。
3. 人工衛星等の開発並びにこれに必要な施設及び設備の開発を行うこと。
4. 人工衛星等の打上げ、追跡及び運用並びにこれらに必要な方法、施設及び設備の開発を行うこと。
5. 1～4に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。
6. 3及び4に掲げる業務に関し、民間事業者の求めに応じて援助及び助言を行うこと。
7. 機構の施設及び設備を学術研究、科学技術に関する研究開発並びに宇宙の開発及び利用を行う者の利用に供すること。
8. 宇宙科学並びに宇宙科学技術及び航空科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。
9. 大学の要請に応じ、大学院における教育その他その大学における教育に協力すること。
10. 1～9の業務に附帯する業務を行うこと。
※ 4. の人工衛星等の打上げの業務を行う場合、主務大臣の認可を受けて定める基準に従わなければならない。

平成25～29年度における決算額（28年度、29年度は予算額）（単位：百万円）

収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
運営費交付金	109,769	113,968	124,554	118,505	111,286	一般管理費	6,632	6,834	7,131	6,394	6,292
施設設備費補助金	8,936	9,833	6,724	4,861	4,725	事業費	101,532	96,952	110,094	113,111	105,995
国際宇宙ステーション開発費補助金	33,863	27,372	42,850	40,089	28,747	施設設備費補助金経費	8,616	9,744	6,611	4,861	4,725
地球観測システム研究開発費補助金	26,524	15,178	15,697	12,352	6,897	国際宇宙ステーション開発費補助金経費	33,854	27,350	42,834	40,089	28,747
基幹ロケット高度化推進費補助金	0	6,357	6,198	6,259	2,012	地球観測システム研究開発費補助金経費	26,242	14,918	15,553	12,352	6,897
設備整備費補助金	0	2,606	420	-	-	基幹ロケット高度化推進費補助金経費	0	6,348	5,960	6,259	2,012
受託収入	32,359	46,259	36,948	46,500	35,120	設備整備費補助金経費	0	2,557	392	-	-
その他の収入	941	893	976	1,000	1,000	受託経費	34,242	43,154	36,016	46,500	35,120
合計	212,393	222,466	234,366	229,566	189,788	合計	211,117	207,857	224,590	229,566	189,788

法人の概要 独立行政法人日本スポーツ振興センター

所管	文部科学省	主管課	スポーツ庁政策課	中期目標期間	平 25. 4. 1～30. 3. 31（5年）
沿革	昭 33. 4 国立競技場 → 昭 57. 7 日本学校健康会 → 昭 61. 3 日本体育・学校健康センター → 平 15. 10 独立行政法人日本スポーツ振興センター				
組織体制	所在地：（本部）東京都港区北青山 2－8－35 関連施設（秩父宮ラグビー場（東京都港区）、国立代々木競技場（東京都渋谷区）、J I S S（東京都北区）、N T C（東京都北区）、スポーツ博物館（東京都足立区）、ロンドン事務所（英国）、戸田艇庫（埼玉県戸田市）、国立登山研修所（富山県中新川郡）） 支所（仙台支所、名古屋支所、大阪支所、広島支所、福岡支所）				
役員数	役員数：理事長（常勤 1）、理事（常勤 4）、監事（常勤 1、非常勤 1）（平 29. 4. 1 現在） 常勤職員数：412 人、非常勤職員数：387 人（平 29. 4. 1 現在）				
法人の目的	【独立行政法人日本スポーツ振興センター法第 3 条】 スポーツの振興及び児童、生徒、学生又は幼児（以下「児童生徒等」という。）の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園又は専修学校（高等課程に係るものに限る。）（第 15 条第 1 項第 8 号を除き、以下「学校」と総称する。）の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付その他スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。				
業務の範囲	【独立行政法人日本スポーツ振興センター法第 15 条】 1. その設置するスポーツ施設及び附属施設を運営し、並びにこれらの施設を利用してスポーツの振興のため必要な業務を行うこと。 2. スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。）が行う次に掲げる活動に対し資金の支給その他の援助を行うこと。 ① スポーツに関する競技水準の向上を図るため計画的かつ継続的に行う合宿その他の活動 ② 国際的又は全国的な規模のスポーツの競技会、研究集会又は講習会の開催 3. 優秀なスポーツの選手若しくは指導者が行う競技技術の向上を図るための活動又は優秀なスポーツの選手が受ける職業若しくは實際生活に必要な能力を育成するための教育に対し資金の支給その他の援助を行うこと。 4. 国際的に卓越したスポーツの活動を行う計画を有する者が行うその活動に対し資金の支給その他の援助を行うこと。 5. 投票法に規定する業務を行うこと。 6. スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する業務、スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する業務その他のスポーツに関する活動が公正かつ適切に実施されるようにするため必要な業務を行うこと。 7. 学校の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）につき、当該児童生徒等の保護者（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 16 条に規定する保護者をいい、同条に規定する保護者がない場合における里親（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により委託を受けた里親をいう。）その他の政令で定める者を含む。以下同じ。）又は当該児童生徒等のうち生徒若しくは学生が成年に達している場合にあっては当該生徒若しくは学生その他政令で定める者に対し、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給をいう。以下同じ。）を行うこと。 8. スポーツ及び学校安全（学校（学校教育法第 1 条に規定する学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園（第 30 条において「幼保連携型認定こども園」という。）及び学校教育法第 124 条に規定する専修学校（同法第 125 条第 1 項に規定する高等課程に係るものに限る。）をいう。以下この号において同じ。）における安全教育及び安全管理をいう。）その他の学校における児童生徒等の健康の保持増進に関する国内外における調査研究並びに資料の収集及び提供を行うこと。 9. 8 に掲げる業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他普及の事業を行うこと。 10. 1～9 に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 11. 1～10 に規定する業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内で、1 に掲げる施設を一般の利用に供する業務を行うことができる。				

平成 25～29 年度における決算額（28 年度、29 年度は予算額）（単位：百万円）

収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
運営費交付金	26,999	5,275	13,003	14,222	14,976	業務経費	43,215	50,245	67,399	59,997	63,155
施設整備費補助金	2,190	1,344	491	385	-	(人件費)	(2,945)	(3,156)	(3,406)	(3,466)	(3,601)
研究設備整備費補助金	-	-	-	10	1,045	(国立競技場改築事業費)	(1,188)	(6,941)	(-)	(-)	(-)
文化芸術振興費補助金	-	-	32	45	34	(新国立競技場整備事業費)	(-)	(-)	(16,552)	(2,558)	(6,364)
災害共済給付補助金	2,559	2,379	2,213	2,213	2,176	(国立競技場運営費)	(1,277)	(1,085)	(732)	(615)	(476)
基金運用収入	799	647	584	581	629	(国立スポーツ科学センター運営費)	(1,865)	(1,939)	(1,910)	(1,898)	(1,648)
国立競技場運営収入	2,846	2,378	2,160	1,942	853	(ナショナルトレーニングセンター運営費)	(893)	(899)	(935)	(871)	(669)
国立スポーツ科学センター運営収入	359	403	395	374	375	(国立登山研修所運営費)	(55)	(53)	(51)	(47)	(54)
ナショナルトレーニングセンター運営収入	496	513	510	508	530	(スポーツ振興基金事業費)	(1,274)	(1,097)	(737)	(1,089)	(1,146)
国立登山研修所運営収入	1	2	2	1	1	(競技力向上事業費)	(-)	(-)	(6,427)	(8,659)	(9,062)
スポーツ及び健康教育普及事業収入	84	116	84	87	68	(スポーツ活動環境公正化事業費)	(-)	(14)	(23)	(60)	(45)
スポーツ振興投票事業収入	108,686	111,504	109,065	110,692	110,692	(スポーツ及び健康教育普及事業費)	(790)	(966)	(1,102)	(795)	(736)
共済掛金収入	16,912	16,855	16,753	16,578	16,462	(スポーツ振興投票業務運営費)	(18,583)	(19,552)	(18,887)	(17,678)	(17,678)
スポーツ振興投票事業準備金戻入	14,344	14,543	16,637	22,261	21,677	(スポーツ振興投票助成事業費)	(14,344)	(14,543)	(16,637)	(22,261)	(21,677)
特定業務特別準備金戻入	-	959	3,795	2,642	6,362	給付金	18,735	18,769	19,050	18,358	18,818
受託事業収入	1,538	2,002	1,973	2,832	3,086	受託事業費	1,405	1,810	1,757	2,832	3,086
寄附金収入	23	21	21	23	23	一般管理費	980	919	961	1,085	1,157
営業外収入	6	3	2	2	266	(人件費)	(394)	(445)	(504)	(633)	(644)
利息収入	105	149	220	167	54	(物件費)	(587)	(474)	(457)	(452)	(513)
その他収入	222	124	632	1	1	政府等出資金施設費	408	1,702	747	4,584	22,920
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	-	-	10	26	研究設備整備費	-	-	-	10	1,045
政府等出資金	-	12,472	-	12,500	-	文化芸術振興費	-	-	32	45	34
独立行政法人日本スポーツ振興センター法第 24 条第 4 項による積立金取崩額	595	-	-	-	-	払戻返還金	54,028	55,399	54,210	55,000	55,000
						国庫納付金	10,182	9,771	9,614	6,579	6,554
						スポーツ振興投票事業準備金繰入	20,448	19,573	19,000	19,736	19,662
						特定業務特別準備金繰入	5,403	5,540	5,421	11,000	11,000
						予備費	-	-	-	49	46
						施設整備費	2,190	1,344	491	385	-
合計	178,764	171,688	168,571	188,078	179,337	合計	156,994	165,073	178,682	179,659	202,476

(一般勘定)

平成 25～29 年度における決算額 (28 年度、29 年度は予算額) (単位：百万円)											
収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
運営費交付金	4,857	5,275	13,003	14,222	14,976	業務経費	8,663	8,697	14,812	17,002	16,938
施設整備費補助金	2,190	1,344	491	385	-	(人件費(事業系))	(2,509)	(2,644)	(2,895)	(2,968)	(3,103)
研究設備整備費補助金	-	-	-	10	1,045	(国立競技場運営費)	(1,277)	(1,085)	(732)	(615)	(476)
文化芸術振興費補助金	-	-	32	45	34	(国立スポーツ科学センター運営費)	(1,865)	(1,939)	(1,910)	(1,898)	(1,648)
基金運用収入	799	647	584	581	629	(ナショナルトレーニングセンター運営費)	(893)	(899)	(935)	(871)	(669)
国立競技場運営収入	2,846	2,378	2,160	1,942	853	(国立登山研修所運営費)	(55)	(53)	(51)	(47)	(54)
国立スポーツ科学センター運営収入	359	403	395	374	375	(スポーツ振興基金事業費)	(1,274)	(1,097)	(737)	(1,089)	(1,146)
ナショナルトレーニングセンター運営収入	496	513	510	508	530	(競技力向上事業費)	(-)	(-)	(6,427)	(8,659)	(9,062)
国立登山研修所運営収入	1	2	2	1	1	(スポーツ活動環境公正化事業費)	(-)	(14)	(23)	(60)	(45)
スポーツ及び健康体育普及事業収入	84	116	84	87	68	(スポーツ及び健康体育普及事業費)	(790)	(966)	(1,102)	(795)	(736)
受託事業収入	1,538	2,002	1,973	2,832	3,086	受託事業費	1,405	1,810	1,757	2,832	3,086
寄附金収入	23	21	21	23	23	(人件費(事業系))	(-)	(24)	(-)	(-)	(-)
営業外収入	6	3	2	2	266	(物件費)	(-)	(1,786)	(-)	(-)	(-)
災害共済給付勘定受入金	237	318	292	279	294	一般管理費	925	832	881	1,011	1,083
免責特約勘定受入金	25	25	25	24	24	(人件費(管理系))	(394)	(445)	(504)	(633)	(644)
利息収入	12	0	7	7	1	(物件費)	(531)	(387)	(377)	(378)	(439)
その他収入	58	16	486	1	1	政府等出資金施設費	408	-	-	-	-
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	-	-	10	26	施設整備費	2,190	1,344	491	385	-
						研究設備整備費	-	-	-	10	1,045
						文化芸術振興費	-	-	32	45	34
						予備費	-	-	-	49	46
						国庫納付金	-	-	128	-	-
						特定業務勘定へ繰入	-	0	235	-	-
						その他の支出	-	4,592	-	-	-
合計	13,531	13,063	20,065	21,333	22,232	合計	13,591	17,275	18,337	21,333	22,232

(投票勘定)

平成 25～29 年度における決算額 (28 年度、29 年度は予算額) (単位：百万円)											
収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
スポーツ振興投票 事業収入	108,686	111,504	109,065	110,692	110,692	業務経費	33,364	34,607	36,036	40,438	39,853
スポーツ振興投票 事業準備金戻入	14,344	14,543	16,637	22,261	21,677	(人件費)	(436)	(512)	(512)	(498)	(498)
利息収入	86	106	157	146	48	(スポーツ振興投票 業務運営費)	(18,583)	(19,552)	(18,887)	(17,678)	(17,678)
その他収入	159	105	43	-	-	(スポーツ振興投票 助成事業費)	(14,344)	(14,543)	(16,637)	(22,261)	(21,677)
独立行政法人日本ス ポーツ振興センター 法第 24 条第 4 項によ る積立金取崩額	595	-	-	-	-	一般管理費	56	88	79	74	74
						払戻返還金	54,028	55,399	54,210	55,000	55,000
						国庫納付金	10,182	9,771	9,486	6,579	6,554
						特定業務勘定へ繰入	5,403	5,540	5,421	11,000	11,000
						スポーツ振興投票 事業準備金繰入	20,448	19,573	19,000	19,736	19,662
合 計	123,870	126,258	125,901	133,099	132,417	合 計	123,480	124,978	124,232	132,825	132,143

(災害共済給付勘定)

平成 25～29 年度における決算額 (28 年度、29 年度は予算額) (単位：百万円)											
収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
災害共済給付補助金	2,559	2,379	2,213	2,213	2,176	給付金	18,735	18,769	19,050	18,358	18,818
共済掛金収入	16,484	16,429	16,330	16,164	16,060	一般勘定繰入金	237	318	292	279	294
免責特約勘定より受 入	404	381	260	401	347						
利息収入	5	10	14	4	4						
その他収入	5	3	9	-	-						
合 計	19,458	19,202	18,826	18,782	18,587	合 計	18,972	19,087	19,341	18,637	19,112

(免責特約勘定)

平成 25～29 年度における決算額 (28 年度、29 年度は予算額) (単位：百万円)											
収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
共済掛金収入	427	425	423	414	403	災害共済給付勘定へ 繰入	404	381	260	401	347
利息収入	3	3	3	6	1	一般勘定繰入金	25	25	25	24	24
合 計	430	428	426	420	403	合 計	429	406	284	426	371

(特定業務勘定)

平成 25～29 年度における決算額 (28 年度、29 年度は予算額) (単位：百万円)											
収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
運営費交付金	22,142	-	-	-	-	業務経費	1,188	6,941	16,552	2,558	6,364
投票勘定より受入	5,403	5,540	5,421	11,000	11,000	(新国立競技場整備事業費)	(-)	(-)	(16,552)	(2,558)	(6,364)
政府等出資金	-	12,472	-	12,500	-	(国立競技場改築事業費)	(1,188)	(6,941)	(-)	(-)	(-)
特定業務特別準備金戻入	-	959	3,795	2,642	6,362	政府等出資金施設費	-	1,702	747	4,584	22,920
利息収入	-	30	40	6	1	特定業務特別準備金繰入	5,403	5,540	5,421	11,000	11,000
その他収入	-	4,592	93	-	-						
一般勘定より受入	-	0	235	-	-						
合計	27,545	23,593	9,584	26,148	17,364	合計	6,591	14,183	22,720	18,142	40,284

法人の概要 独立行政法人日本芸術文化振興会

所管	文部科学省	主管課	文化庁文化部芸術文化課	中期目標期間	平 25. 4. 1～30. 3. 31（5年）
沿革	昭 41. 7 国立劇場 → 平 2. 3 日本芸術文化振興会 → 平 15. 10 独立行政法人日本芸術文化振興会				
組織体制	所在地：(本部)東京都千代田区隼町 4-1(国立劇場本館) 国立演芸場、伝統芸能情報館(東京都千代田区)、国立能楽堂、新国立劇場(東京都渋谷区)、 国立文楽劇場(大阪府大阪市)、国立劇場おきなわ(沖縄県浦添市)、舞台美術センター(千葉県銚子市)				
役員数	役員数：理事長(常勤1)、理事(常勤3)、監事(常勤1、非常勤1)(平 29. 4. 1 現在) 常勤職員数：334人、非常勤職員数：103人(平 29. 4. 1 現在)				
法人の目的	【独立行政法人日本芸術文化振興会法第3条】 芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動その他の文化の振興又は普及を図るための活動に対する援助を行い、あわせて、我が国古来の伝統的な芸能(第十四条第一項において「伝統芸能」という。)の公開、伝承者の養成、調査研究等を行い、その保存及び振興を図るとともに、我が国における現代の舞台芸術(同項において「現代舞台芸術」という。)の公演、実演家等の研修、調査研究等を行い、その振興及び普及を図り、もって芸術その他の文化の向上に寄与することを目的とする。				
業務の範囲	【独立行政法人日本芸術文化振興会法第14条】 1. 次に掲げる活動に対し資金の支給その他必要な援助を行うこと。 ①芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための公演、展示等の活動 ②文化施設において行う公演、展示等の活動又は文化財を保存し、若しくは活用する活動で地域の文化の振興を目的とするもの ③①及び②に掲げるもののほか、文化に関する団体が行う公演及び展示、文化財である工芸技術の伝承者の養成、文化財の保存のための伝統的な技術又は技能の伝承者の養成その他の文化の振興又は普及を図るための活動 2. 劇場施設(伝統芸能の公開又は現代舞台芸術の公演のための施設をいう。)を設置し、伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演を行うこと。 3. その設置する施設において、伝統芸能の伝承者を養成し、及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修を行うこと。 4. 伝統芸能及び現代舞台芸術に関して調査研究を行い、並びに資料を収集し、及び利用に供すること。 5. 2の劇場施設を伝統芸能の保存若しくは振興又は現代舞台芸術の振興若しくは普及を目的とする事業の利用に供すること。 6. 1～5の業務に附帯する業務 7. 1～6に規定する業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内で、2の劇場施設を一般の利用に供する業務を行うことができる。				

平成 25～29 年度における決算額 (28 年度、29 年度は予算額) (単位：百万円)

収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
運営費交付金	9,433	9,434	9,781	10,053	10,000	文化芸術振興費	3,697	3,576	3,624	3,752	3,690
文化芸術振興費補助金	3,838	3,722	3,718	3,752	3,690	施設整備費	1,672	1,365	1,647	1,388	181
施設整備費補助金	1,671	1,366	1,647	1,388	181	助成事業費	1,325	1,349	1,238	1,475	1,460
助成事業収入	1,748	1,353	1,128	1,145	1,148	国立劇場事業費	6,139	6,321	6,413	7,313	6,875
国立劇場事業収入	2,610	2,733	2,687	3,051	2,897	(公演事業費)	(5,127)	(5,317)	(5,399)	(6,179)	(5,852)
(公演事業収入)	(2,565)	(2,692)	(2,644)	(3,011)	(2,853)	(研修事業費)	(360)	(375)	(371)	(419)	(385)
(研修事業収入)	(32)	(31)	(32)	(31)	(34)	(調査研究事業費)	(652)	(630)	(643)	(715)	(637)
(調査研究事業収入)	(13)	(10)	(11)	(9)	(9)	国立劇場おきなわ事業費	685	665	652	669	707
国立劇場おきなわ事業収入	2	2	2	1	1	新国立劇場事業費	4,116	4,204	4,177	4,133	4,124
新国立劇場事業収入	258	249	235	231	236	受託事業費	5	25	21	-	6
受託事業収入	7	30	24	-	6	一般管理費	993	1,170	1,189	1,164	1,219
一般管理収入	11	10	9	17	8						
合計	19,577	18,901	19,233	19,637	18,167	合計	18,633	18,676	18,962	19,893	18,261

法人の概要 日本私立学校振興・共済事業団（助成業務）

所管	文部科学省	主管課	高等教育局私学部私学助成課	中期目標期間	平 25. 4. 1～30. 3. 31（5年）
沿革	昭 27. 3 私立学校振興会 → 昭 45. 7 日本私学振興財団（*1）		大 13. 7 財団法人私学恩給財団（*2）	昭 26. 12 財団法人私学振興会 → 昭 27. 4 財団法人私学教職員共済会（*3）	
			（*2, *3 統合） → 昭 29. 1 私立学校教職員共済組合（*4）		
（*1, *4 統合） → 平 10. 1 日本私立学校振興・共済事業団					
組織体制	所在地：（本部・私学振興事業本部）東京都千代田区富士見 1-10-12 共済事業本部（東京都文京区湯島）				
役員数	役員数：理事長（常勤1）、理事（常勤5、非常勤4）、監事（常勤1、非常勤1）（平 29. 4. 1 現在） 常勤職員数：103 人、非常勤職員数：5 人（平 29. 4. 1 現在）				
法人の目的	【日本私立学校振興・共済事業団法第 1 条】 私立学校の教育の充実及び向上並びにその経営の安定並びに私立学校教職員の福利厚生を図るため、補助金の交付、資金の貸付けその他私立学校教育に対する援助に必要な業務を総合的かつ効率的に行うとともに、私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）の規定による共済制度を運営し、もって私立学校教育の振興に資することを目的とする。				
業務の範囲	<p>【日本私立学校振興・共済事業団法第 23 条】 ※○が助成業務</p> <p>（第一項）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 私立学校の教育に必要な経費に対する国の補助金で政令で定めるものの交付を受け、これを財源として、学校法人に対し、補助金を交付すること。 ② 学校法人又は準学校法人に対し、その設置する私立学校又は職業に必要な技術の教授を目的とする私立の専修学校若しくは各種学校で政令で定めるものの施設の整備その他経営のため必要な資金を貸し付け、及び私立学校教育（私立の専修学校及び各種学校の教育を含む。以下この項において同じ。）に関連してその振興上必要と認められる事業を行う者に対し、その事業について必要な資金を貸し付けること。 ③ 私立学校教育の振興上必要と認められる事業を行う学校法人、準学校法人その他の者に対し、その事業について助成金を交付すること。 ④ 私立学校教育の振興のための寄付金を募集し、管理し、及び学校法人、準学校法人その他私立学校教育の振興上必要と認められる事業を行う者に対し、その配付を行うこと。 ⑤ 私立学校の教育条件及び経営に関し、情報の収集、調査及び研究を行い、並びに関係者の依頼に応じてその成果の提供その他の指導を行うこと。 6. 共済法第 20 条第 1 項に規定する短期給付を行うこと。 7. 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 32 条に規定する保険給付を行うこと。 8. 共済法第 20 条第 2 項に規定する退職等年金給付を行うこと。 9. 共済法第 26 条第 1 項に規定する福祉事業を行うこと。 ⑩ 1 から 5 までの業務に附帯する業務を行うこと。 <p>（第二項）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の規定による前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定による納付金、厚生年金保険法の規定による拠出金並びに国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）の規定による基礎年金拠出金の納付並びに厚生年金保険法の規定による交付金の受入れに関する業務を行う。 <p>（第三項）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業団は、前二項の規定により行う業務のほか、次の業務を行うことができる。 <ol style="list-style-type: none"> ① 共済法第 20 条第 3 項に規定する短期給付を行うこと。 ② 共済法第 26 条第 2 項に規定する福祉事業を行うこと。 ③ 政令で定める災害により被害を受けた私立の専修学校又は各種学校（第一項第二号の業務の対象となるものを除く。）で政令で定めるものを設置する学校法人又は準学校法人に対し、同号に規定する資金を貸し付けること。 				

平成 25～29 年度における決算額（28 年度、29 年度は予算額）（単位：百万円） ※助成勘定

収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
政府出資金	-	8,349	-	-	-	貸付金	54,255	80,330	104,708	70,200	65,200
借入金	48,500	58,100	93,700	66,600	61,200	借入金償還	58,747	45,428	44,941	46,445	48,139
貸付回収金	70,161	67,926	64,411	59,692	60,045	借入金利息	6,686	5,653	5,347	6,285	5,294
貸付金利息	9,567	8,460	7,768	6,951	7,157	私学振興債券償還	6,000	7,000	7,000	8,000	8,000
預金利息	2	2	2	1	0	債券利息	939	832	715	574	427
国庫補助金	320,471	321,344	317,424	321,430	317,002	助成金	100	100	237	261	-
受入寄付金	21,680	21,534	27,946	14,000	14,000	交付補助金	320,471	321,344	317,424	321,430	317,002
受入基金	6	6	5	5	5	配付寄付金	21,502	20,429	20,381	14,000	14,000
基金受取利息	110	106	93	99	5	学術研究振興費	129	119	109	100	100
雑収入	1,217	1,759	1,494	6	8	人件費	1,148	1,126	1,185	1,140	1,116
						一般管理費	139	148	254	167	167
						業務経費	530	561	424	711	711
						施設整備費	-	-	326	24	24
						長期勘定へ繰入	100	100	-	-	-
						厚生年金勘定へ繰入	-	-	131	131	-
						雑支出	1,201	1,741	1,484	-	-
合計	471,714	487,585	512,844	468,784	459,422	合計	471,948	484,910	504,665	469,472	460,182

法人の概要 独立行政法人勤労者退職金共済機構

所管	厚生労働省	主管課	労働基準局勤労者生活課			中期目標期間	平 25. 4. 1～30. 3. 31（5年）				
沿革	<p>昭 39. 10 建設業退職金共済組合 → 昭 42. 9 清酒製造業退職金共済組合 → 昭 56. 10 建設業・清酒製造業退職金共済組合</p> <p>昭 57. 1 建設業・清酒製造業・林業退職金共済組合 → 平 10. 4 勤労者退職金共済機構</p> <p>昭 34. 7 中小企業退職金共済事業団 → 平 15. 10 独立行政法人勤労者退職金共済機構（※）</p> <p>※ 平 23. 10 独立行政法人雇用・能力開発機構の解散に伴い、勤労者財産形成事業が業務移管された。</p>										
組織体制	所在地：（本部）東京都豊島区東池袋 1-24-1										
役員数	役員数：理事長（常勤1）、理事長代理（常勤1）、理事（常勤2）、監事（常勤1、非常勤1） （平 29. 4. 1 現在） 常勤職員数：255 人、非常勤職員数：115 人（平 29. 4. 1 現在）										
法人の目的	【中小企業退職金共済法第 58 条】 中小企業の従業員に係る退職金共済制度を運営するとともに、勤労者（勤労者財産形成促進法（昭和 46 年法律第 92 号）第 2 条第 1 号に規定する勤労者をいう。）の計画的な財産形成の促進の業務を行うことを目的とする。										
業務の範囲	【中小企業退職金共済法第 70 条】 1. 退職金共済契約及び特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業を行うこと。 2. 勤労者財産形成促進法第 9 条第 1 項に規定する業務（※1）を行うこと。 3. 1 及び 2 それぞれの業務に附帯する業務を行うこと。 ※1 勤労者財産形成促進法第 9 条第 1 項の規定内容 事業主、事業協同組合など事業主団体等であって、その雇用する（事業主団体の場合は、その構成員である事業主が雇用する）勤労者に住宅資金（※2）の貸付けを行うものに対し、貸付限度額（※3）の範囲内で、貸付けのための資金の貸付けを行う業務 ※2 持家としての住宅建設・購入（借地権取得も含む）・改良のための資金の総称 ※3 各勤労者が有する勤労者財産形成貯蓄額の 10 倍に相当する額（その額が政令で定める額（4,000 万円）を超える場合はその額）										
平成 25～29 年度における決算額（28 年度、29 年度は予算額）（単位：百万円）											
収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
運営費交付金	33	33	33	32	32	退職給付金等	415,723	402,248	413,729	464,948	451,739
国庫補助金	8,401	7,842	8,080	8,191	8,437	業務経費	255,381	242,591	236,830	254,033	237,008
業務収入	701,637	689,695	688,711	705,026	691,569	（退職金共済事業関係経費）	(3,606)	(3,705)	(4,498)	(5,140)	(6,320)
（掛金等収入）	(415,365)	(419,543)	(425,249)	(430,767)	(439,978)	（運用費用等）	(2,286)	(2,473)	(2,813)	(2,894)	(3,056)
（運用収入等）	(39,056)	(39,184)	(35,676)	(30,013)	(25,821)	（業務委託手数料）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
（勤労者財産形成促進業務収入）	(246,052)	(230,378)	(227,121)	(243,965)	(225,536)	（勤労者財産形成促進業務経費）	(246,810)	(233,845)	(227,055)	(243,621)	(225,864)
（雇用促進融資業務収入）	(1,164)	(589)	(664)	(282)	(235)	（雇用促進融資業務経費）	(2,678)	(2,567)	(2,465)	(2,378)	(1,768)
業務外収入	22	52	25	16	17	一般管理費	201	192	329	260	251
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	290	286	281	323	594	人件費	2,378	2,653	2,763	2,659	2,645
建設業退職金共済事業等勘定より受入	562	738	919	996	1,779	一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	621	801	970	1,064	1,861
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	1	1	0	1	1	建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	292	287	270	320	582
林業退職金共済事業等勘定より受入	62	71	58	75	91	清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	3	1	1
						林業退職金共済事業等勘定へ繰入	1	8	16	10	20
合計	711,007	698,717	698,107	714,661	702,521	合計	674,596	648,780	654,910	723,296	694,107

(一般の中小企業退職金共済事業等勘定)

平成 25～29 年度における決算額 (28 年度、29 年度は予算額) (単位：百万円)											
収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
国庫補助金	6,642	6,226	6,510	6,739	6,981	退職給付金等	365,867	355,143	362,619	402,730	385,098
業務収入	393,473	397,225	400,042	399,165	405,081	業務経費	3,851	4,049	4,867	5,560	6,378
(掛金等収入)	(362,792)	(366,305)	(372,320)	(376,283)	(385,485)	(退職金共済事業関係経費)	(1,772)	(1,805)	(2,297)	(2,936)	(3,607)
(運用収入等)	(30,681)	(30,920)	(27,722)	(22,882)	(19,597)	(運用費用等)	(2,079)	(2,244)	(2,569)	(2,624)	(2,770)
業務外収入	5	32	12	0	0	(業務委託手数料)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
建設業退職金共済事業等勘定より受入	561	733	914	992	1,774	一般管理費	75	73	132	56	54
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	1	1	0	1	1	人件費	1,526	1,786	1,893	1,716	1,707
林業退職金共済事業等勘定より受入	58	66	56	71	86	建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	289	282	268	316	578
						清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	3	1	1
						林業退職金共済事業等勘定へ繰入	1	4	10	6	15
合計	400,741	404,283	407,534	406,968	413,923	合計	371,608	361,336	369,791	410,385	393,831

(建設業退職金共済事業等勘定)

平成 25～29 年度における決算額 (28 年度、29 年度は予算額) (単位：百万円)											
収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
国庫補助金	1,268	1,226	1,242	1,251	1,295	退職給付金等	47,952	45,464	49,343	60,297	64,671
業務収入	59,219	59,795	59,128	59,844	59,043	業務経費	1,956	2,037	2,278	2,367	2,877
(掛金等収入)	(50,996)	(51,679)	(51,306)	(52,800)	(52,899)	(退職金共済事業関係経費)	(1,749)	(1,810)	(2,042)	(2,102)	(2,596)
(運用収入等)	(8,223)	(8,116)	(7,822)	(7,044)	(6,144)	(運用費用等)	(207)	(228)	(236)	(265)	(281)
業務外収入	3	9	5	5	9	(業務委託手数料)	(0)	(0)	(0)	(-)	(-)
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	289	282	268	316	578	一般管理費	29	33	82	25	24
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	0	0	人件費	540	510	545	608	607
林業退職金共済事業等勘定より受入	3	5	2	4	5	一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	561	733	914	992	1,774
						清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	0	0
						林業退職金共済事業等勘定へ繰入	0	5	5	4	5
合計	60,783	61,316	60,644	61,421	60,932	合計	51,040	48,783	53,167	64,293	69,958

(清酒業退職金共済事業等勘定)

平成 25～29 年度における決算額 (28 年度、29 年度は予算額) (単位：百万円)											
収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
国庫補助金	22	21	21	21	21	退職給付金等	223	213	231	232	429
業務収入	115	119	111	88	92	業務経費	27	30	30	43	52
(掛金等収入)	(72)	(72)	(69)	(66)	(70)	(退職金共済事業関係経費)	(27)	(29)	(30)	(43)	(51)
(運用収入等)	(43)	(47)	(42)	(22)	(22)	(運用費用等)	(-)	(1)	(-)	(1)	(1)
業務外収入	0	0	-	0	0	(業務委託手数料)	(0)	(0)	(0)	(-)	(-)
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	3	1	1	一般管理費	1	2	4	2	2
建設業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	0	0	人件費	66	61	57	60	59
林業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	0	0	一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	1	1	0	1	1
						建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	0	0
						林業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	0	0
合 計	137	140	135	111	114	合 計	318	307	323	339	543

(林業退職金共済事業等勘定)

平成 25～29 年度における決算額 (28 年度、29 年度は予算額) (単位：百万円)											
収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
国庫補助金	74	71	143	69	75	退職給付金等	1,680	1,428	1,536	1,688	1,541
業務収入	1,613	1,588	1,645	1,682	1,582	業務経費	59	62	136	63	69
(掛金等収入)	(1,505)	(1,487)	(1,554)	(1,617)	(1,524)	(退職金共済事業関係経費)	(58)	(61)	(129)	(59)	(66)
(運用収入等)	(108)	(101)	(91)	(65)	(58)	(運用費用等)	(0)	(0)	(8)	(4)	(4)
業務外収入	0	0	-	0	0	一般管理費	3	3	0	1	1
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	1	4	10	6	15	人件費	50	48	46	46	46
建設業退職金共済事業等勘定より受入	0	5	5	4	5	一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	58	66	56	71	86
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	-	-	-	0	0	建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	3	5	2	4	3
						清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	-	-	-	0	0
合 計	1,689	1,668	1,803	1,761	1,677	合 計	1,852	1,612	1,776	1,874	1,747

(財形勘定)

平成 25～29 年度における決算額 (28 年度、29 年度は予算額) (単位：百万円)											
収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
国庫補助金	0	-	-	-	-	業務経費	246,810	233,845	227,055	243,621	225,864
業務収入	246,052	230,378	227,121	243,965	225,536	(勤労者財産形成促進業務経費)	(246,810)	(233,845)	(227,055)	(243,621)	(225,864)
(勤労者財産形成促進業務収入)	(246,052)	(230,378)	(227,121)	(243,965)	(225,536)	一般管理費	81	70	98	162	156
業務外収入	14	12	8	10	8	人件費	181	231	206	210	208
合計	246,066	230,390	227,129	243,976	225,544	合計	247,072	234,146	227,359	243,993	226,228

(雇用促進融資勘定)

平成 25～29 年度における決算額 (28 年度、29 年度は予算額) (単位：百万円)											
収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
運営費交付金	33	33	33	32	32	業務経費	2,678	2,567	2,465	2,378	1,768
国庫補助金	395	297	165	111	65	(雇用促進融資業務経費)	(2,678)	(2,567)	(2,465)	(2,378)	(1,768)
業務収入	1,164	589	664	282	235	一般管理費	12	12	13	14	14
(雇用促進融資業務収入)	(1,164)	(589)	(664)	(282)	(235)	人件費	15	17	16	18	18
合計	1,592	920	861	425	331	合計	2,705	2,596	2,494	2,411	1,800

法人の概要 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

所管	厚生労働省	主管課	職業安定局雇用開発部雇用開発企画課	中期目標期間	平 25. 4. 1～30. 3. 31 (5年)
沿革	<p>昭 46. 5 社団法人障害者雇用促進協会 → 昭 49. 5 社団法人全国心身障害者雇用促進協会 (昭 52. 3 解散) → 昭 52. 3 身体障害者雇用促進協会 → 昭 63. 4 日本障害者雇用促進協会 (平 15. 10 解散)</p> <p>昭 53. 9 財団法人高年齢者雇用開発協会 (平 15. 10 業務の一部移管) →</p> <p>平 15. 10 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構</p> <p>平 16. 3 独立行政法人雇用・能力開発機構 (平 23. 10 解散) →</p> <p>平 23. 10 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構</p>				
組織体制	<p>所在地：(本部(障害者職業総合センターを含む)) 千葉県千葉市美浜区若葉3-1-2</p> <p>都道府県支部(東京を除く46都道府県支部の事業所は職業能力開発促進センターに併設)</p> <p>地域障害者職業センター：47所 職業能力開発促進センター：46所 職業能力開発大学校：10所 職業能力開発短期大学校：1所</p> <p>国立職業リハビリテーションセンター：1所 国立吉備高原職業リハビリテーションセンター：1所 職業能力開発総合大学校：1所</p>				
役員数	<p>役員数：理事長(常勤1)、理事長代理(常勤1)、理事(常勤4)、監事(常勤1、非常勤1) (平 29. 4. 1 現在)</p> <p>常勤職員数：3,684人(平 29. 4. 2 現在)、非常勤職員数：2,887人(平 29. 4. 1 現在)</p>				
法人の目的	<p>【独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法第3条】</p> <p>高年齢者等を雇用する事業主等に対する給付金の支給、高年齢者等の雇用に関する技術的事項についての事業主等に対する相談その他の援助、障害者の職業生活における自立を促進するための施設の設置及び運営、障害者の雇用に伴う経済的負担の調整の実施その他高年齢者等及び障害者の雇用を支援するための業務並びに求職者その他の労働者の職業能力の開発及び向上を促進するための施設の設置及び運営の業務等を行うことにより、高年齢者等及び障害者並びに求職者その他の労働者の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。</p>				
業務の範囲	<p>【独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法第14条】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高年齢者等(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第49条第1項に規定する高年齢者等(※1)をいう。以下同じ。)の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給すること。 2. 高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。 3. 労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うこと。 4. 障害者職業センター(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第19条第1項に規定する障害者職業センターをいう。)の設置及び運営を行うこと。 5. 障害者職業能力開発校(職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の7第1項第5号に規定する障害者職業能力開発校をいう。)のうち同法第16条第4項の規定により機構にその運営を行わせるものの運営を行うこと。 6. 納付金関係業務(障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項に規定する納付金関係業務をいう。)並びに同法第73条第1項、第74条第1項及び第74条の2第1項に規定する業務を行うこと。(※2) 7. 職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発促進センター(以下「職業能力開発促進センター等」という。)並びに職業能力開発総合大学校の設置及び運営並びに職業能力開発促進センター等又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練又は指導員訓練を受ける者のための宿泊施設の設置及び運営を行うこと。 8. 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第4条第1項の規定による認定に関する事務を行うこと。 9. 1～8に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 				

- ※1 55歳未満の中高齢失業者等を除く（高齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則（昭和46年労働省令第24号）第32条）。
- ※2 ・障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項：①事業主に対する障害者雇用調整金の支給、②対象障害者を雇用・雇入れする事業主に対する、雇用・雇入れの継続のために必要な施設・設備の設置・整備に要する費用に充てるための助成金の支給、③対象障害者を雇用する事業主又は当該事業主の加入している事業主の団体に対する対象障害者の福祉の増進を図るための施設の設置又は整備に要する費用に充てるための助成金の支給
- ・障害者の雇用の促進等に関する法律第73条第1項：精神障害者に関する助成金の支給業務の実施
- ・障害者の雇用の促進等に関する法律第74条第1項：身体障害者、知的障害者及び精神障害者以外の障害者に関する助成金の支給業務の実施
- ・障害者の雇用の促進等に関する法律第74の2条第1項：在宅就業障害者特例調整金の支給業務の実施

平成25～29年度における決算額（28年度、29年度は予算額）（単位：百万円）

収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
運営費交付金	68,279	72,280	68,853	68,043	68,207	人件費	31,351	32,518	32,410	35,785	35,486
施設整備費補助金	1,429	2,204	2,025	2,047	2,405	一般管理費	2,006	3,090	2,500	4,038	3,583
高齢・障害者雇用開発 支援事業費補助金	2,603	984	2,751	3,851	3,180	業務経費	75,193	72,709	71,058	87,317	83,011
雇用開発支援事業費 等補助金	13	123	320	668	565	（高齢者等助成金 支給経費）	(2,272)	(971)	(2,580)	(4,156)	(3,501)
業務収入	27,585	29,121	29,287	59,978	39,704	（高齢者等雇用相 談援助経費）	(1,925)	(1,939)	(1,949)	(2,038)	(1,968)
受託収入	46	30	4	6	6	（障害者職業センタ ー運営経費）	(4,209)	(4,236)	(4,166)	(4,711)	(4,823)
その他収入	17,505	25,886	22,608	29,526	26,164	（障害者職業能力開 発校運営経費）	(157)	(156)	(151)	(183)	(183)
						（障害者雇用納付金 関係経費）	(20,928)	(18,225)	(17,795)	(27,270)	(26,635)
						（職業能力開発関係 業務経費）	(25,431)	(27,854)	(24,912)	(26,943)	(28,233)
						（特定求職者職業訓 練認定業務経費）	(1,380)	(1,083)	(952)	(1,758)	(1,239)
						（雇用促進住宅関係 業務経費）	(18,891)	(18,245)	(18,553)	(20,258)	(16,428)
						施設整備費	1,429	2,204	2,025	2,047	2,405
						受託業務費	46	30	4	6	6
合計	117,460	130,628	125,848	164,119	140,230	合計	110,025	110,551	107,997	129,193	124,491

（高齢・障害者雇用支援勘定）

平成25～29年度における決算額（28年度、29年度は予算額）（単位：百万円）

収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
運営費交付金	12,245	12,750	12,724	12,480	12,777	人件費	4,535	4,864	4,818	4,949	5,267
施設整備費補助金	19	26	14	62	293	一般管理費	374	520	380	504	425
高齢・障害者雇用開発 支援事業費補助金	2,603	984	2,751	3,851	3,180	業務経費	8,406	7,147	8,694	10,905	10,292
その他収入	51	282	36	28	28	（高齢者等助成金 支給経費）	(2,272)	(971)	(2,580)	(4,156)	(3,501)
						（高齢者等雇用相 談援助経費）	(1,925)	(1,939)	(1,949)	(2,038)	(1,968)
						（障害者職業センタ ー運営経費）	(4,209)	(4,236)	(4,166)	(4,711)	(4,823)
						施設整備費	19	26	14	62	293
合計	14,918	14,042	15,526	16,420	16,277	合計	13,334	12,557	13,907	16,420	16,277

(障害者職業能力開発勘定)

平成 25～29 年度における決算額 (28 年度、29 年度は予算額) (単位：百万円)											
収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
運営費交付金	848	855	855	850	847	人件費	477	411	434	504	509
業務収入	0	0	0	0	0	一般管理費	130	149	135	166	159
その他収入	4	4	4	4	4	業務経費	157	156	151	183	183
						(障害者職業能力開発校運営経費)	(157)	(156)	(151)	(183)	(183)
合計	853	859	859	854	851	合計	764	716	719	854	851

(障害者雇用納付金勘定)

平成 25～29 年度における決算額 (28 年度、29 年度は予算額) (単位：百万円)											
収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
その他収入	16,344	23,961	22,040	29,259	25,898	人件費	843	1,166	1,112	1,631	1,603
						一般管理費	88	141	113	178	152
						業務経費	20,928	18,225	17,795	27,270	26,635
						(障害者雇用納付金関係経費)	(20,928)	(18,225)	(17,795)	(27,270)	(26,635)
合計	16,344	23,961	22,040	29,259	25,898	合計	21,859	19,532	19,020	29,079	28,390

(職業能力開発勘定)

平成 25～29 年度における決算額 (28 年度、29 年度は予算額) (単位：百万円)											
収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
運営費交付金	50,083	53,315	50,080	49,839	50,845	人件費	22,733	23,329	24,021	25,514	25,487
施設整備費補助金	1,410	2,178	2,011	1,986	2,112	一般管理費	1,207	1,935	1,610	1,904	1,543
雇用開発支援事業費等補助金	13	123	320	668	565	業務経費	25,431	27,854	24,912	26,943	28,233
業務収入	3,672	3,618	3,557	3,643	3,643	(職業能力開発関係業務経費)	(25,431)	(27,854)	(24,912)	(26,943)	(28,233)
受託収入	46	30	4	6	6	施設整備費	1,410	2,178	2,011	1,986	2,112
その他収入	1,087	1,618	516	211	211	受託業務費	46	30	4	6	6
合計	56,312	60,882	56,489	56,353	57,381	合計	50,828	55,325	52,558	56,353	57,381

(認定特定求職者職業訓練勘定)

平成 25～29 年度における決算額 (28 年度、29 年度は予算額) (単位：百万円)											
収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
運営費交付金	5,103	5,360	5,193	4,874	3,739	人件費	2,598	2,586	1,806	2,936	2,345
その他収入	17	21	11	22	22	一般管理費	132	198	118	203	176
						業務経費	1,380	1,083	952	1,758	1,239
						(特定求職者職業訓練認定業務経費)	(1,380)	(1,083)	(952)	(1,758)	(1,239)
合計	5,119	5,381	5,204	4,896	3,761	合計	4,111	3,866	2,877	4,896	3,761

(宿舎等勘定)

平成 25～29 年度における決算額 (28 年度、29 年度は予算額) (単位：百万円)											
収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
業務収入	23,913	25,503	25,729	56,335	36,061	人件費	164	163	219	251	275
その他収入	1	1	1	2	2	一般管理費	75	147	144	1,083	1,128
						業務経費	18,891	18,245	18,553	20,258	16,428
						(雇用促進住宅関係 業務経費)	(18,891)	(18,245)	(18,553)	(20,258)	(16,428)
合 計	23,914	25,503	25,730	56,337	36,062	合 計	19,130	18,554	18,916	21,591	17,830

法人の概要 独立行政法人福祉医療機構

所管	厚生労働省	主管課	社会・援護局福祉基盤課、障害保健福祉部企画課、医政局医療経営支援課、年金局総務課、労働基準局労災保険業務課	中期目標期間	平 25. 4. 1～30. 3. 31（5年）
沿革	昭 29. 4 社会福祉事業振興会 → 昭 60. 1 社会福祉・医療事業団 → 平 15. 10 独立行政法人福祉医療機構 昭 35. 7 医療金融公庫				
組織体制	所在地：（本部）港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル9・10階 大阪支店（大阪市中央区）				
役員数	役員数：理事長（常勤1）、理事（常勤3）、監事（常勤1、非常勤1）（平 29. 4. 1 現在） 常勤職員数：270人、非常勤職員数：17人（平 29. 4. 1 現在）				
法人の目的	<p>【独立行政法人福祉医療機構法第3条】</p> <p>社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることを目的とする。</p> <p>厚生年金保険制度、国民年金制度及び労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うことを目的とする。</p>				
業務の範囲	<p>【独立行政法人福祉医療機構法第12条】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 社会福祉事業施設を設置し、又は経営する社会福祉法人その他政令で定める者に対し、社会福祉事業施設の設置、整備又は経営に必要な資金を貸し付けること。 2. 病院、診療所、薬局その他政令で定める施設を開設する個人又は医療法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他政令で定める法人に対し、病院等（病院等の経営に関し必要な附属施設を含むものとし、薬局にあっては、調剤のために必要な施設に限る。）の設置、整備又は経営に必要な資金を貸し付けること。 3. 指定訪問看護事業を行う医療法人その他政令で定める者に対し、必要な資金を貸し付けること。 4. 社会福祉事業施設の設置者等又は病院等の開設者に対し、社会福祉事業施設又は病院等の経営の診断又は指導を行うこと。 5. 身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につきその者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護を行う事業その他のその者が居宅において日常生活を営むのに必要な便宜を供与する事業であって政令で定めるものを行う者に対し、必要な資金を貸し付けること。 6. 社会福祉事業施設の職員等社会福祉事業に関する事務に従事する者の研修、福利厚生その他社会福祉事業の振興上必要と認められる事業を行う者に対し、必要な資金を貸し付けること。 7. 社会福祉振興事業を行う者に対し、助成を行うこと。 8. 社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修を行うこと。 9. 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号）の規定による退職手当金の支給に関する業務を行うこと。 10. 地方公共団体が心身障害者扶養共済制度の加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を行うこと。 11. 福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行うこと。 12. 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）又は国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく年金たる給付（厚生年金保険法に基づく年金たる保険給付にあっては、政府が支給するものに限る。）の受給権者に対し、その受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うこと。 13. 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく年金たる給付の受給権者に対し、その受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うこと。 14. 1～13に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 <p>【独立行政法人福祉医療機構法附則第5条の2】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 年金住宅融資等に係る債権の管理及び回収を行うこと。 2. 1に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 				

平成 25～29 年度における決算額 (28 年度、29 年度は予算額) (単位：百万円)											
収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
運営費交付金	3,353	3,470	4,181	3,056	2,815	福祉医療貸付事業費	52,173	51,459	49,045	49,858	46,141
国庫補助金	26,494	26,330	26,942	26,961	26,679	東日本大震災復興福祉医療貸付事業費	44	30	53	56	53
利子補給金	5,946	5,622	5,303	3,751	3,617	社会福祉振興助成金	1,410	1,209	687	608	608
政府出資金	461	-	-	-	-	退職手当共済事業費	98,072	100,268	104,685	107,419	110,363
福祉医療貸付事業収入	48,860	48,290	46,987	46,436	44,082	心身障害者扶養保険事業費	33,334	33,022	32,041	31,252	31,810
経営指導事業収入	39	39	46	39	46	年金担保貸付事業費	2,161	1,955	1,377	1,367	1,263
福祉保健医療情報サービス事業収入	8	8	6	8	6	労災年金担保貸付事業費	28	26	19	19	18
退職手当共済事業収入	76,844	75,081	77,477	82,288	84,292	業務経費	3,286	3,214	2,932	2,694	3,057
心身障害者扶養保険事業収入	33,334	33,022	32,041	31,252	31,810	一般管理費	316	313	380	340	374
年金担保貸付事業収入	2,371	2,204	1,737	1,382	1,351	人件費	2,272	2,524	2,512	2,698	2,816
労災年金担保貸付事業収入	31	29	24	20	19	返還金	12	6	4	-	-
承継債権管理回収業務収入	43,650	37,514	32,190	28,133	22,424	不要財産に係る国庫納付金の支払額	-	-	363	-	-
利息収入	354	192	222	70	8						
固定資産売却収入	-	-	610	-	-						
雑収入	26	28	33	20	15						
合計	241,772	231,827	227,799	223,416	217,165	合計	193,107	194,024	194,099	196,310	196,503

(一般勘定)

平成 25～29 年度における決算額 (28 年度、29 年度は予算額) (単位：百万円)											
収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
運営費交付金	2,717	2,823	3,408	2,403	2,090	福祉医療貸付事業費	52,173	51,459	49,045	49,858	46,141
国庫補助金	1,527	1,300	703	608	608	東日本大震災復興福祉医療貸付事業費	44	30	53	56	53
利子補給金	5,946	5,622	5,303	3,751	3,617	社会福祉振興助成金	1,410	1,209	687	608	608
政府出資金	461	-	-	-	-	業務経費	787	836	831	975	1,177
福祉医療貸付事業収入	48,860	48,290	46,987	46,436	44,082	一般管理費	201	200	246	230	246
経営指導事業収入	39	39	46	39	46	人件費	1,641	1,825	1,807	1,945	2,019
福祉保健医療情報サービス事業収入	8	8	6	8	6	返還金	12	6	4	-	-
利息収入	10	4	4	4	4	不要財産に係る国庫納付金の支払額	-	-	363	-	-
固定資産売却収入	-	-	610	-	-						
雑収入	21	16	27	8	10						
合計	59,590	58,100	57,094	53,255	50,462	合計	56,267	55,564	53,037	53,671	50,243

(共済勘定)

平成 25～29 年度における決算額 (28 年度、29 年度は予算額) (単位：百万円)											
収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
運営費交付金	534	538	668	549	623	退職手当共済事業費	98,072	100,268	104,685	107,419	110,363
国庫補助金	24,967	25,030	26,240	26,353	26,071	業務経費	281	308	318	309	355
退職手当共済事業収入	76,844	75,081	77,477	82,288	84,292	一般管理費	29	30	35	24	27
雑収入	1	1	1	1	1	人件費	182	197	206	216	242
合 計	102,346	100,650	104,386	109,191	110,987	合 計	98,564	100,802	105,245	107,969	110,987

(保険勘定)

平成 25～29 年度における決算額 (28 年度、29 年度は予算額) (単位：百万円)											
収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
運営費交付金	102	109	105	105	103	心身障害者扶養保険事業費	33,334	33,022	32,041	31,252	31,810
心身障害者扶養保険事業収入	33,334	33,022	32,041	31,252	31,810	業務経費	18	19	20	19	19
雑収入	0	0	0	0	0	一般管理費	8	8	9	10	11
						人件費	65	85	71	76	73
合 計	33,436	33,131	32,146	31,357	31,913	合 計	33,425	33,134	32,141	31,357	31,913

(年金担保貸付勘定)

平成 25～29 年度における決算額 (28 年度、29 年度は予算額) (単位：百万円)											
収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
年金担保貸付事業収入	2,371	2,204	1,737	1,382	1,351	年金担保貸付事業費	2,161	1,955	1,377	1,367	1,263
利息収入	1	0	1	0	1	業務経費	57	82	77	82	77
雑収入	2	1	1	1	1	一般管理費	19	17	21	17	21
						人件費	150	160	159	177	180
合 計	2,374	2,206	1,740	1,384	1,354	合 計	2,386	2,214	1,635	1,644	1,541

(労災年金担保貸付勘定)

平成 25～29 年度における決算額 (28 年度、29 年度は予算額) (単位：百万円)											
収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
労災年金担保貸付事業収入	31	29	24	20	19	労災年金担保貸付事業費	28	26	19	19	18
利息収入	2	2	1	1	1	業務経費	2	2	2	2	2
雑収入	0	0	0	0	0	一般管理費	1	1	1	1	1
						人件費	3	3	3	4	3
合 計	33	31	25	21	20	合 計	34	32	25	25	25

(承継債権管理回収勘定)

平成 25～29 年度における決算額 (28 年度、29 年度は予算額) (単位：百万円)											
収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
承継債権管理回収業務収入	43,650	37,514	32,190	28,133	22,424	業務経費	2,141	1,966	1,684	1,307	1,427
利息収入	341	187	216	65	1	一般管理費	58	57	68	57	68
雑収入	2	10	3	10	3	人件費	231	253	264	280	298
合計	43,993	37,710	32,409	28,209	22,429	合計	2,431	2,277	2,016	1,644	1,793

法人の概要 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

所管	厚生労働省	主管課	社会・援護局障害保健福祉部企画課 施設管理室	中期目標期間	平 25. 4. 1～30. 3. 31（5年）
沿革	昭 46. 1 特殊法人心身障害者福祉協会 → 平 15. 10 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園				
組織体制	所在地：（本部）群馬県高崎市寺尾町 2120－2				
役員数	役員数：理事長（常勤1）、理事（常勤2）、監事（非常勤2）（平 29. 4. 1 現在） 常勤職員数：195 人、非常勤職員数：147 人（平 29. 4. 1 現在）				
法人の目的	【独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第 3 条】 重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。				
業務の範囲	【独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第 11 条】 1. 重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を提供するための施設を設置し、及び運営すること。 2. 知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための効果的な支援の方法に関する調査、研究及び情報の提供を行うこと。 3. 障害者支援施設において知的障害者の支援の業務に従事する者の養成及び研修を行うこと。 4. 知的障害者の支援に関し、障害者支援施設の求めに応じて援助及び助言を行うこと。 5. 1～4に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。				

平成 25～29 年度における決算額（28 年度、29 年度は予算額）（単位：百万円）

収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
運営費交付金	1,845	1,909	1,814	1,314	995	役員及び管理部門職員に係る人件費	153	181	176	190	202
国庫補助金収入	12	10	7	-	-	（基本給等）	(153)	(181)	(176)	(190)	(202)
事業収入	1,763	1,762	1,826	1,693	1,728	（退職手当）	(-)	(-)	(-)	(0)	(-)
（介護給付費・訓練等給付費収入等）	(1,582)	(1,554)	(1,600)	(1,494)	(1,530)	一般管理費	64	65	59	63	63
（地域生活支援事業費収入）	(9)	(9)	(9)	(9)	(9)	業務経費	3,042	3,108	3,329	2,754	2,457
（計画相談支援給付費収入等）	(4)	(8)	(11)	(8)	(8)	（施設運営業務経費）	(2,594)	(2,630)	(2,414)	(2,175)	(1,486)
（診療収入）	(111)	(113)	(122)	(104)	(104)	（知的障害者自立支援等調査・研究費）	(53)	(60)	(48)	(44)	(44)
（実習生等受入負担金収入等）	(39)	(52)	(56)	(50)	(50)	（知的障害者自立支援等情報提供費）	(20)	(24)	(24)	(24)	(23)
（障害児通所給付費等収入）	(18)	(26)	(28)	(28)	(28)	（知的障害者支援関係職員等養成研修費）	(33)	(34)	(59)	(32)	(46)
受託収入	6	4	2	-	-	（知的障害者支援関係施設援助・助言経費）	(16)	(15)	(16)	(16)	(17)
施設整備費補助金	-	86	-	-	-	（附帯業務経費）	(326)	(344)	(769)	(463)	(842)
						受託経費	6	4	2	-	-
						施設整備費	-	86	-	-	-
合計	3,626	3,772	3,649	3,007	2,723	合計	3,266	3,445	3,566	3,007	2,723

法人の概要 独立行政法人農畜産業振興機構

所管	農林水産省	主管課	生産局総務課	中期目標期間	平 25. 4. 1～30. 3. 31 (5年)
沿革					平 15. 10 独立行政法人農畜産業振興機構
組織体制	本部 (東京都港区麻布台 2-2-1)、地方事務所 (札幌・鹿児島・那覇)				
役員数	役員数：理事長 (常勤 1)、副理事長 (常勤 1)、総括理事 (常勤 2)、理事 (常勤 4)、監事 (常勤 2) (平 29. 4. 1 現在) 常勤職員数：223 人、非常勤職員数：29 人 (平 29. 4. 1 現在)				
法人の目的	【独立行政法人農畜産業振興機構法第 3 条】 主要な畜産物の価格の安定、主要な野菜の生産及び出荷の安定並びに砂糖及びでん粉の価格調整に必要な業務を行うとともに、畜産業及び野菜農業の振興に資するための事業についてその経費を補助する業務を行い、もって農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民消費生活の安定に寄与することを目的とする。				
業務の範囲	【独立行政法人農畜産業振興機構法第 10 条】 1 畜産物の価格安定に関する法律の規定による価格安定措置の実施に必要な次の業務を行うこと。 イ 指定乳製品及び指定食肉 (輸入に係る指定食肉を除く。) の買入れ、交換及び売渡しを行うこと。 ロ イの業務に伴う指定乳製品及び指定食肉の保管を行うこと。 ハ 農林水産省令で定めるところにより、畜産物の価格安定に関する法律第六条第二項、第三項又は第四項の認定を受けた指定乳製品、指定食肉又は鶏卵等の保管に関する計画の実施に要する経費について補助すること。 2 国内産の牛乳を学校給食の用に供する事業についてその経費を補助し、及び畜産物の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の畜産業の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについてその経費を補助すること。 3 野菜生産出荷安定法の規定により次の業務を行うこと。 イ 指定野菜の価格の著しい低落があった場合における生産者補給交付金及び生産者補給金の交付を行うこと。 ロ あらかじめ締結した契約に基づき指定野菜の確保を要する場合における交付金の交付を行うこと。 ハ 一般社団法人又は一般財団法人が行う業務でイ又はロの業務に準ずるものについてその経費を補助すること。 4 野菜の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについてその経費を補助すること。 5 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律の規定により次の業務を行うこと。 イ 輸入に係る指定糖の買入れ及び売戻しを行うこと。 ロ 異性化糖等の買入れ及び売戻しを行うこと。 ハ 甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の交付を行うこと。 ニ 輸入に係る指定でん粉等の買入れ及び売戻しを行うこと。 ホ でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付を行うこと。 6 畜産物、野菜、砂糖及びその原料作物並びにでん粉及びその原料作物の生産及び流通に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。 7 1～6の業務に附帯する業務を行うこと。				

平成 25～29 年度における決算額 (28 年度、29 年度は予算額) (単位：百万円)											
収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
運営費交付金	1,855	1,965	1,760	1,687	1,648	業務経費	246,764	239,316	206,470	316,740	332,185
国庫補助金	5,120	6,370	4,341	1,204	952	借入金償還	22,741	20,186	19,462	15,201	24,580
その他の政府交付金	88,819	105,423	87,438	80,004	68,646	人件費	2,043	2,216	2,426	2,526	2,486
業務収入	75,085	103,764	94,220	76,732	100,081	一般管理費	461	487	515	574	636
拠出金	17,579	7,412	7,024	9,948	9,933	その他支出	867	183	331	58	57
負担金	2,909	1,887	2,159	3,006	1,547						
納付金	1,656	1,007	1,085	2,799	1,953						
資金より受入	34,393	41,655	48,253	42,244	107,384						
借入金	20,186	19,462	15,201	22,748	28,503						
諸収入	70,970	9,731	27,987	128,936	5,824						
合 計	318,571	298,677	289,467	369,308	326,471	合 計	272,877	262,388	229,203	335,099	359,944

(畜産勘定)

平成 25～29 年度における決算額 (28 年度、29 年度は予算額) (単位：百万円)											
収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
運営費交付金	616	704	604	592	543	業務経費	132,625	101,933	74,843	145,600	145,517
その他の政府交付金	65,252	72,102	57,100	57,100	35,290	肉用子牛勘定へ繰入	4,156	3,408	-	10,460	11,761
畜産振興事業拠出金	17,579	7,412	7,024	9,948	9,933	人件費	817	868	860	955	929
調整資金より受入	34,393	41,655	-	42,244	35,241	一般管理費	178	190	204	221	245
畜産業振興資金より受入	-	-	48,253	-	72,143						
諸収入	69,827	8,742	12,889	128,115	5,135						
合 計	187,668	130,615	125,870	237,999	158,284	合 計	137,776	106,399	75,906	157,235	158,452

(野菜勘定)

平成 25～29 年度における決算額 (28 年度、29 年度は予算額) (単位：百万円)											
収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
国庫補助金	5,120	6,370	4,341	1,204	952	業務経費	10,271	10,782	8,177	26,904	20,762
野菜事業負担金	2,909	1,887	2,159	3,006	1,547	指定野菜価格安定対策資金等へ繰入	226	165	324	32	0
野菜事業納付金	1,656	1,007	1,085	2,799	1,953	人件費	365	383	575	525	469
諸収入	1,040	935	1,536	777	671	一般管理費	84	98	97	108	120
合 計	10,724	10,200	9,121	7,785	5,123	合 計	10,946	11,428	9,173	27,569	21,351

(砂糖勘定)

平成 25～29 年度における決算額 (28 年度、29 年度は予算額) (単位：百万円)											
収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
運営費交付金	860	900	834	768	779	業務経費	61,464	59,301	61,877	65,236	56,347
その他の政府交付金	7,194	8,092	8,108	9,675	9,057	借入金償還	22,741	20,186	19,462	15,201	24,580
業務収入	56,093	53,260	54,276	48,805	44,150	人件費	523	567	527	597	652
借入金	20,186	19,462	15,201	22,748	28,503	一般管理費	113	113	122	136	151
諸収入	62	9	5	4	4	その他支出	642	17	7	26	57
合計	84,396	81,723	78,425	82,000	82,492	合計	85,483	80,184	81,996	81,197	81,787

(でん粉勘定)

平成 25～29 年度における決算額 (28 年度、29 年度は予算額) (単位：百万円)											
収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
運営費交付金	331	308	273	281	291	業務経費	10,851	10,948	12,108	13,575	14,090
業務収入	9,570	10,678	11,559	12,129	12,055	人件費	146	170	193	173	181
諸収入	1	1	1	0	1	一般管理費	43	42	45	50	56
合計	9,902	10,987	11,833	12,411	12,347	合計	11,039	11,160	12,346	13,798	14,327

(補給金等勘定)

平成 25～29 年度における決算額 (28 年度、29 年度は予算額) (単位：百万円)											
収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
その他の政府交付金	16,372	25,230	22,230	13,230	24,300	業務経費	27,392	52,951	46,712	45,145	75,528
業務収入	9,422	39,826	28,385	15,798	43,875	人件費	146	181	224	223	204
諸収入	19	16	322	39	12	一般管理費	34	35	37	46	51
合計	25,813	65,071	50,936	29,067	68,187	合計	27,572	53,166	46,973	45,414	75,783

(肉用子牛勘定)

平成 25～29 年度における決算額 (28 年度、29 年度は予算額) (単位：百万円)											
収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
運営費交付金	47	53	48	45	36	業務経費	4,160	3,401	2,753	20,280	19,941
畜産勘定より受入	4,156	3,408	-	10,460	11,761	人件費	45	48	48	53	50
諸収入	17	4	13,235	2	2	一般管理費	9	9	10	12	14
合計	4,220	3,465	13,283	10,506	11,799	合計	4,215	3,458	2,811	20,346	20,005

(債務保証勘定)

平成 25～29 年度における決算額 (28 年度、29 年度は予算額) (単位：百万円)											
収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
諸収入	4	24	-	/	/	業務経費	0	0	-	/	/
	-	-	-	/	/	人件費	1	-	-	/	/
	-	-	-	/	/	一般管理費	0	-	-	/	/
合計	4	24	-	/	/	合計	1	0	-	/	/

※債務保証勘定は、平成 27 年 6 月 30 日に廃止

法人の概要 独立行政法人農業者年金基金

所管	農林水産省	主管課	経営局経営政策課	中期目標期間	平 25. 4. 1～30. 3. 31（5年）
沿革	昭 45. 10 農業者年金基金 → 平 15. 10 独立行政法人農業者年金基金				
組織体制	本部（東京都港区西新橋 1 - 6 - 21）				
役員数	役員数：理事長（常勤 1）、理事（常勤 2）、監事（常勤 1、非常勤 1）（平 29. 4. 1 現在） 常勤職員数：72 人、非常勤職員数：11 人（平 29. 4. 1 現在）				
法人の目的	【独立行政法人農業者年金基金法第 3 条】 農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行うことにより、国民年金の給付と相まって農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することを目的とする。				
業務の範囲	【独立行政法人農業者年金基金法第 9 条】 1 農業者年金事業を行うこと。 2 農業者年金事業に附帯する業務を行うこと。				

平成 25～29 年度における決算額（28 年度、29 年度は予算額）（単位：百万円）

収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
前年度繰越金	-	-	277	435	665	業務経費	123,025	117,752	112,237	115,410	108,513
運営費交付金	3,320	3,467	3,441	3,310	3,144	借入償還金	84,500	83,100	86,000	79,600	81,100
国庫補助金	1,023	1,009	987	1,139	1,130	一般管理費	755	550	646	1,045	1,129
国庫負担金	120,380	119,351	119,647	118,808	118,588	人件費	704	746	778	776	787
借入金	82,500	77,700	75,100	69,942	64,582						
保険料収入	13,673	13,546	13,520	13,637	13,578						
運用収入	1,129	1,273	1,412	2,021	1,912						
貸付金利息	20	15	11	7	6						
農地売買代金等収入	176	129	124	64	57						
諸収入	14	22	34	0	0						
合計	222,235	216,511	214,554	209,364	203,662	合計	208,984	202,149	199,660	196,830	191,529

(特例付加年金勘定)

平成 25～29 年度における決算額（28 年度、29 年度は予算額）（単位：百万円）

収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
前年度よりの繰越金	-	-	50	90	135	業務経費	691	842	868	1,194	1,021
運営費交付金	513	534	527	512	489	（農業者年金事業給付費）	(29)	(52)	(82)	(113)	(132)
国庫補助金	1,023	1,009	987	1,139	1,130	（特例付加年金受給権者経理へ繰入）	(419)	(543)	(539)	(827)	(633)
運用収入	100	111	113	157	135	（その他の業務経費）	(243)	(247)	(247)	(253)	(256)
特例付加年金被保険者経理より受入	419	543	539	827	633	一般管理費	121	79	93	212	228
諸収入	2	3	5	0	0	人件費	119	129	135	136	140
合計	2,056	2,201	2,221	2,725	2,522	合計	931	1,051	1,096	1,542	1,389

(農業者老齢年金等勘定)

平成 25～29 年度における決算額 (28 年度、29 年度は予算額) (単位：百万円)											
収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
前年度よりの繰越金	-	-	113	192	275	業務経費	11,087	14,177	16,189	23,572	19,885
運営費交付金	1,263	1,325	1,320	1,275	1,206	(農業者年金事業給付費)	(1,449)	(1,977)	(2,543)	(3,927)	(4,202)
保険料収入	13,673	13,546	13,520	13,637	13,578	(還付金)	(189)	(204)	(221)	(223)	(217)
運用収入	1,030	1,161	1,299	1,864	1,777	(農業者老齢年金受給権者経理へ繰入)	(8,818)	(11,336)	(12,763)	(18,743)	(14,789)
農業者老齢年金被保険者経理より受入	8,818	11,336	12,763	18,743	14,789	(その他の業務経費)	(630)	(660)	(6629)	(679)	(677)
諸収入	5	8	14	0	0	一般管理費	274	187	216	453	462
						人件費	295	321	334	335	341
合計	24,789	27,376	29,030	35,711	31,625	合計	11,655	14,684	16,739	24,360	20,688

(旧年金勘定)

平成 25～29 年度における決算額 (28 年度、29 年度は予算額) (単位：百万円)											
収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
前年度よりの繰越金	-	-	96	139	221	業務経費	120,613	114,609	108,480	110,200	103,027
運営費交付金	1,475	1,549	1,543	1,477	1,417	(旧年金等給付費)	(119,469)	(113,628)	(107,522)	(109,180)	(102,020)
国庫負担金	120,380	119,351	119,647	118,808	118,588	(還付金)	(4)	(2)	(0)	(9)	(5)
借入金	82,500	77,700	75,100	69,942	64,582	(長期借入関係経費)	(32)	(15)	(12)	(34)	(45)
貸付金利息	20	15	8	7	-	(旧年金業務経理へ繰入)	(132)	(-)	(-)	(-)	(-)
農地売買貸借等勘定より償還金	176	129	80	64	-	(その他の業務経費)	(976)	(964)	(945)	(978)	(957)
旧年金経理より受入	132	-	-	-	-	借入償還金	84,500	83,100	86,000	79,600	81,100
諸収入	8	11	14	0	0	一般管理費	346	274	325	355	399
						人件費	258	267	284	283	283
合計	204,691	198,755	196,487	190,438	184,809	合計	205,718	198,251	195,088	190,438	184,809

(農地売買貸借等勘定)

平成 25～29 年度における決算額 (28 年度、29 年度は予算額) (単位：百万円)											
収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
前年度よりの繰越金	-	-	18	14	34	業務経費	200	147	89	87	4
運営費交付金	68	58	51	46	32	(旧年金勘定への償還金)	(176)	(129)	(80)	(64)	(-)
貸付金利息	20	15	11	7	6	(旧年金勘定への支払利息)	(20)	(15)	(8)	(7)	(-)
農地売渡代金等収入	176	129	124	64	57	(その他の業務経費)	(4)	(3)	(2)	(15)	(4)
諸収入	0	0	0	0	0	一般管理費	14	10	11	25	39
						人件費	32	29	25	21	23
合計	264	202	205	132	129	合計	246	186	125	132	66

法人の概要 独立行政法人農林漁業信用基金

所管	農林水産省 財務省	主管課 経営局金融調整課 経営局保険監理官 林野庁林政部企画課 水産庁漁政部水産経営課 水産庁漁政部漁業保険管理官 大臣官房政策金融課	中期目標期間	平 25. 4. 1～30. 3. 31 (5年)
沿革				
組織体制	本部（東京都千代田区内神田1-1-12）			
役員数	役員数：理事長（常勤1）、副理事長（常勤1）、理事（常勤5）、監事（常勤2）（平29.4.1現在） 常勤職員数：108人、非常勤職員数：2人（平29.4.1現在）			
法人の目的	<p>【独立行政法人農林漁業信用基金法第3条】</p> <p>1 農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証、漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の業務に必要な資金を融通すること並びに林業者等の融資機関からの林業（林業種苗生産業及び木材製造業を含む。）の経営の改善に必要な資金の借入れ等に係る債務を保証することにより、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にし、もって農林漁業の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>2 1のほか、農業災害補償法に基づき、農業共済団体等が行う保険事業等に係る保険金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行い、及び漁業災害補償法に基づき、漁業共済団体が行う漁業共済事業等に係る共済金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行うことを目的とする。</p>			
業務の範囲	<p>【独立行政法人農林漁業信用基金法第12条、第13条、附則第2条】</p> <p>1 農業信用保証保険法第3章第1節の規定による保証保険を行うこと。</p> <p>2 農業信用保証保険法第3章第2節の規定による融資保険を行うこと。</p> <p>3 農業信用基金協会の農業信用保証保険法第2条第3項に規定する農業近代化資金等に係る保証債務及び同法第8条第1項第2号に掲げる保証債務の額を増大するために必要な原資となるべき資金並びにその履行を円滑にするために必要な資金の貸付けを行うこと。</p> <p>4 農業信用基金協会に対し農業信用保証保険法第8条第1項第3号に掲げる業務に必要な資金の貸付けを行うこと。</p> <p>5 出資者である林業者等がその林業の経営のために必要とする資金で当該経営の改善に資すると認められるもの等で政令で定めるものを融資機関から借り入れること（当該政令で定める資金に充てるため手形の割引を受けることを含む。）により当該融資機関に対して負担する債務の保証及び林業・木材産業改善資金助成法第17条の規定による債務の保証を行うこと。</p> <p>6 中小漁業融資保証法第3章第1節の規定による保証保険を行うこと。</p> <p>7 中小漁業融資保証法第3章第2節の規定による融資保険を行うこと。</p> <p>8 漁業信用基金協会の中小漁業融資保証法第2条第3項に規定する漁業近代化資金等に係る保証債務及び同法第4条第1項第2号に掲げる保証債務の額を増大するために必要な原資となるべき資金並びにその履行を円滑にするために必要な資金の貸付けを行うこと。</p> <p>9 漁業信用基金協会に対し中小漁業融資保証法第4条第1項第3号に掲げる業務に必要な資金の貸付けを行うこと。</p> <p>10 1～9に附帯する業務を行うこと。</p> <p>11 農業災害補償法第142条の8の規定により行う業務及び漁業災害補償法第196条の3に規定する業務を行うこと。</p> <p>12 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第6条に規定する業務を行うこと。</p>			

平成 25～29 年度における決算額（28 年度、29 年度は予算額）（単位：百万円）											
収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
受入事業交付金	3,578	2,131	1,720	1,825	1,707	事業費	54,855	55,350	47,616	208,968	198,114
政府補給金受入	30	17	9	20	15	一般管理費	1,432	1,524	1,740	1,855	2,011
政府出資金	580	320	-	-	-	(直接業務費)	(141)	(151)	(270)	(255)	(248)
地方公共団体出資金	39	-	20	10	10	(管理業務費)	(203)	(248)	(229)	(258)	(321)
民間出資金	-	-	-	15	15	(人件費)	(1,087)	(1,124)	(1,241)	(1,342)	(1,442)
事業収入	73,201	60,142	42,400	135,106	124,886						
運用収入	1,509	1,446	1,346	1,195	1,049						
借入金	961	-	3,600	70,528	69,806						
その他の収入	18	16	20	24	4						
合計	79,916	64,073	49,117	208,723	197,492	合計	56,287	56,874	49,356	210,823	200,125

(農業信用保険勘定)

平成 25～29 年度における決算額（28 年度、29 年度は予算額）（単位：百万円）											
収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
受入事業交付金	528	4	-	276	254	事業費	17,932	28,797	16,274	33,852	27,406
事業収入	31,715	31,231	18,480	33,540	27,117	一般管理費	596	600	774	806	865
運用収入	536	521	518	454	384	(直接業務費)	(86)	(81)	(208)	(166)	(161)
その他の収入	10	5	4	23	3	(管理業務費)	(65)	(75)	(79)	(88)	(149)
						(人件費)	(446)	(445)	(487)	(551)	(555)
合計	32,790	31,761	19,002	34,293	27,757	合計	18,528	29,398	17,048	34,657	28,270

(林業信用保証勘定)

平成 25～29 年度における決算額（28 年度、29 年度は予算額）（単位：百万円）											
収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
受入事業交付金	780	464	366	366	309	事業費	10,744	7,150	11,894	12,652	12,245
政府補給金受入	30	17	9	20	15	一般管理費	444	520	528	544	589
政府出資金	580	320	-	-	-	(直接業務費)	(27)	(45)	(35)	(39)	(38)
地方公共団体出資金	39	-	20	10	10	(管理業務費)	(82)	(106)	(91)	(97)	(97)
民間出資金	-	-	-	15	15	(人件費)	(335)	(368)	(402)	(407)	(454)
事業収入	12,790	7,505	7,400	9,861	10,490						
運用収入	352	339	325	285	268						
借入金	761	-	2,000	1,483	761						
その他の収入	1	1	4	1	1						
合計	15,334	8,646	10,124	12,040	11,868	合計	11,189	7,670	12,422	13,195	12,834

(漁業信用保険勘定)

平成 25～29 年度における決算額 (28 年度、29 年度は予算額) (単位：百万円)											
収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
受入事業交付金	2,269	1,663	1,354	1,183	1,145	事業費	20,649	18,563	15,347	20,708	16,711
民間出資金	-	-	-	0	0	一般管理費	302	348	380	416	470
事業収入	20,736	18,922	13,914	19,630	15,808	(直接業務費)	(26)	(23)	(25)	(44)	(44)
運用収入	575	540	458	394	339	(管理業務費)	(42)	(55)	(50)	(56)	(59)
その他の収入	7	10	10	0	0	(人件費)	(233)	(271)	(305)	(316)	(368)
合 計	23,587	21,135	15,736	21,207	17,292	合 計	20,951	18,911	15,727	21,124	17,181

(農業災害補償関係勘定)

平成 25～29 年度における決算額 (28 年度、29 年度は予算額) (単位：百万円)											
収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
事業収入	1,983	937	2,606	55,022	54,418	事業費	1,980	700	4,100	109,107	109,104
運用収入	44	39	37	56	52	一般管理費	56	34	41	66	64
借入金	200	-	1,600	53,406	53,406	(直接業務費)	(1)	(2)	(2)	(5)	(4)
その他の収入	0	-	2	-	-	(管理業務費)	(8)	(8)	(4)	(11)	(10)
						(人件費)	(46)	(25)	(34)	(49)	(50)
合 計	2,227	976	4,245	108,485	107,876	合 計	2,036	734	4,141	109,173	109,168

(漁業災害補償関係勘定)

平成 25～29 年度における決算額 (28 年度、29 年度は予算額) (単位：百万円)											
収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
事業収入	5,977	1,549	-	17,053	17,053	事業費	3,550	140	-	32,649	32,649
運用収入	2	6	9	7	7	一般管理費	34	21	18	25	22
借入金	-	-	-	15,639	15,639	(直接業務費)	(0)	(0)	(1)	(1)	(1)
その他の収入	-	-	0	0	0	(管理業務費)	(6)	(6)	(5)	(6)	(6)
						(人件費)	(27)	(15)	(13)	(18)	(16)
合 計	5,979	1,555	9	32,698	32,698	合 計	3,583	161	18	32,673	32,671

法人の概要 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

所管	経済産業省	主管課	産業技術環境局研究開発課	中長期目標期間	平 25. 4. 1～30. 3. 31（5年）
沿革	昭 55. 10 特殊法人新エネルギー総合開発機構（NEDO）設立 昭 63. 10 産業技術研究開発業務を追加し、新エネルギー・産業技術総合開発機構に改称 平 15. 10 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（独立行政法人化） 平 27. 4 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に改称				
組織体制	所在地（本部）：神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番ミューザ川崎セントラルタワー （国内拠点）関西支部：大阪府大阪市北区梅田 ※支部以西の各経済産業局管内及び沖縄県を所管 （海外事務所）ワシントン、シリコンバレー、バンコク、北京、欧州、ニューデリー				
役員数	役員数：理事長（常勤1）、副理事長（常勤1）、理事（常勤5）、監事（常勤1、非常勤1） （平 29. 4. 1 現在） 常勤職員数：959 人（平 29. 4. 1 現在）				
法人の目的	【国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法 第四条】 非化石エネルギー、可燃性天然ガス及び石炭に関する技術並びにエネルギー使用合理化のための技術並びに鉱工業の技術に関し、民間の能力を活用して行う研究開発、民間において行われる研究開発の促進、これらの技術の利用の促進等の業務を国際的に協調しつつ総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその企業化の促進を図り、もって内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに経済及び産業の発展に資することを目的とする。				
業務の範囲	【国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法 第十五条】 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一 次に掲げる技術（原子力に係るものを除く。）であって、民間の能力を活用することによりその開発の効果的な実施を図ることができるものであり、かつ、その企業化の促進を図ることが国民経済上特に必要なものの開発を行うこと。 イ 非化石エネルギー法第二条第一号 から第三号 までに掲げる非化石エネルギーを発電に利用し、若しくは同条第四号 に掲げる非化石エネルギーを発生させる技術又はこれらの技術に係る電気を利用するための技術 ロ 非化石エネルギーを製造し、若しくは発生させ、又は利用するための技術（イに掲げるものを除く。） ハ 可燃性天然ガス及び石炭を利用するための技術（可燃性天然ガス及び石炭を発電に利用するに当たりこれらから発生する電気の量を著しく増加させるための技術その他の可燃性天然ガス及び石炭の利用の高度化のためのものに限る。） ニ エネルギー使用合理化のための技術 二 民間の能力を活用することによりその効果的な実施を図ることができる鉱工業の技術（原子力に係るものを除く。以下この条において「鉱工業技術」という。）に関する研究開発を行うこと（前号に掲げるものを除く。）。 三 鉱工業技術に関する研究開発を助成すること。 四 第一号に掲げる技術の有効性の海外における実証（その技術の普及を図ることが我が国への非化石エネルギー、可燃性天然ガス及び石炭の安定的な供給の確保のために特に必要である地域において行われる当該技術の実証に限る。）を行うこと。 五 第一号ハ及びニに掲げる技術であって、その普及を図ることが特に必要なものの導入に要する資金に充てるための補助金の交付を行うこと。 六 次に掲げる情報の収集及び提供並びに指導に関する業務を行うこと。 イ 可燃性天然ガス及び石炭の利用の高度化に関する情報の収集及び提供並びに第一号ハに掲げる技術に関する指導 ロ エネルギー使用合理化に関する情報の収集及び提供並びに第一号ニに掲げる技術に関する指導 七 鉱工業技術に係る技術者の養成及び資質の向上を図るための研修を行うこと。 八 産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）第二条第二項 に規定する技術経営力の強化に関する助言を行うこと。 八の二 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第四十三条の二 の規定による出資（金銭の出資を除く。）並びに人的及び技術的援助を行うこと。 九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 十 非化石エネルギー法第十一条 に規定する業務を行うこと。 十一 基盤技術研究円滑化法（昭和六十年法律第六十五号。以下「基盤法」という。）第十一条 に規定する業務を行うこと。 十二 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成五年法律第三十八号。以下「福祉用具法」という。）第七条 に規定する業務を行うこと。 十三 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（平成九年法律第三十七号）第十条 に規定する業務を行うこと。				

平成 25～29 年度における決算額（28 年度、29 年度は予算額）（単位：億円）

収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
運営費交付金	1,211	1,594	1,409	1,312	1,396	業務経費	832	1,300	1,474	1,264	1,349
国庫補助金	85	-	-	-	-	国庫補助金事業費	85	-	-	-	-
国からの受託収入	89	1	5	1	1	受託経費	89	1	5	1	1
政府出資金	6	-	-	-	-	一般管理費	63	68	68	69	67
貸付金回収	0	0	0	-	-	その他支出	0	-	0	-	-
業務収入	23	10	21	1	1						
その他収入	45	45	18	21	20						
合計	1,458	1,650	1,454	1,335	1,418	合計	1,069	1,369	1,548	1,334	1,417

※国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十七条に基づき、下記勘定のとおり区分経理（一般勘定）

平成 25～29 年度における決算額（28 年度、29 年度は予算額）（単位：億円）

収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
運営費交付金	266	237	169	94	113	業務経費	145	254	155	93	111
国庫補助金	85	-	-	-	-	国庫補助金事業費	85	-	-	-	-
国からの受託収入	10	0	5	0	0	受託経費	10	0	5	0	0
業務収入	13	2	4	0	0	一般管理費	17	18	16	7	6
その他収入	11	13	2	5	5	その他支出	-	-	0	-	-
合計	385	251	180	99	118	合計	257	272	176	99	118

（電源利用勘定）

平成 25～29 年度における決算額（28 年度、29 年度は予算額）（単位：億円）

収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
運営費交付金	6	3	2	-	-	業務経費	7	3	3	0	0
業務収入	6	2	1	0	0	一般管理費	3	1	0	0	0
その他収入	4	1	0	0	0	その他支出	0	-	0	-	-
合計	15	6	3	0.2	0.1	合計	11	4	3	0	0

（エネルギー需給勘定）

平成 25～29 年度における決算額（28 年度、29 年度は予算額）（単位：億円）

収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
運営費交付金	939	1,354	1,238	1,218	1,283	業務経費	673	1,043	1,315	1,171	1,238
国からの受託収入	79	0	1	1	1	受託経費	79	0	1	1	1
業務収入	4	6	15	0	0	一般管理費	43	48	52	62	61
その他収入	30	31	16	15	15	その他支出	-	-	0	-	-
合計	1,051	1,392	1,270	1,234	1,299	合計	795	1,092	1,368	1,234	1,299

(基盤技術研究促進勘定)

平成 25～29 年度における決算額 (28 年度、29 年度は予算額) (単位：億円)											
収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
政府出資金	6	-	-	-	-	業務経費	6	0	0	0	0
業務収入	0	0	0	0	0	一般管理費	0	0	0	0	0
その他収入	1	0	0	0	0						
合計	7	0	0	0	0	合計	6	0	0	0	0

(鉱工業承継勘定)

平成 25～29 年度における決算額 (28 年度、29 年度は予算額) (単位：億円)											
収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
貸付回収金	0	0	0	-	-	一般管理費	0	0	0	-	-
業務収入	0	0	0	-	-						
その他収入	0	0	0	-	-						
合計	0	0	0	-	-	合計	0	0	0	-	-

法人の概要 独立行政法人情報処理推進機構

所管	経済産業省	主管課	経済産業省商務情報政策局総務課	中期目標期間	平 25. 4. 1～30. 3. 31（5年）
沿革	昭 45. 10 認可法人情報処理振興事業協会として設立 平 16. 1 独立行政法人情報処理推進機構設立				
組織体制	所在地：（本部）東京都文京区本駒込2丁目28番8号 文京グリーンコートセンターオフィス15・16階				
役員数	役員数：理事長（常勤1）、理事（常勤2）、監事（常勤1、非常勤1）（平 29. 4. 1 現在） 常勤職員数：225人、非常勤職員数：108人（平 29. 4. 1 現在）				
法人の目的	【情報処理の促進に関する法律 第三十二条】 プログラムの開発及び利用の促進、情報処理に関する安全性及び信頼性の確保、情報処理サービス業等を営む者に対する助成並びに情報処理に関して必要な知識及び技能の向上に関する業務を行うことにより、情報処理の高度化を推進することを目的とする				
業務の範囲	<p>【情報処理の促進に関する法律 第四十三条第一項】</p> <p>一 情報処理を行う者の利便性の向上又は情報処理に関する安全性及び信頼性の確保に著しく寄与すると認められるプログラム（事業活動に広く用いられるものに限る。）であつて、その開発を特に促進する必要がある、かつ、企業等が自ら開発することが困難なものの開発</p> <p>二 前号に掲げる業務に係るプログラムについて、対価を得て普及</p> <p>三 情報処理サービス業者等（情報処理サービス業又はソフトウェア業を営む会社又は個人をいう。以下同じ。）が金融機関から電子計算機の導入、プログラムの開発その他業務又は技術の改善又は向上に必要な資金を借り入れる場合における当該借入れに係る債務の保証</p> <p>四 情報処理サービス業者等以外の者が金融機関からその事業活動の効率化に寄与するプログラムの開発又はプログラムの開発に関する業務を行う者の技術の向上に必要な資金を借り入れる場合における当該借入れに係る債務の保証</p> <p>五 情報処理に関する安全性及び信頼性の確保を図るため、情報処理システム（電子計算機及びプログラムの集合体であつて、情報処理の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。）に関する技術上の評価</p> <p>六 サイバーセキュリティに関する講習の実施</p> <p>七 情報処理に関する調査及びその成果の普及</p> <p>八 中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十七条に規定する業務</p> <p>九 前各号の業務に附帯する業務</p> <p>十 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第四十条第一項各号に掲げる業務</p> <p>【情報処理の促進に関する法律 第四十三条第二項】 情報処理安全確保支援士試験事務、登録事務若しくは情報処理技術者試験事務（次条第二号において「試験事務等」という。）又はサイバーセキュリティ基本法第三十条第一項の規定による事務</p> <p>【中小企業支援法 第十七条】 認定情報提供機関の依頼に応じて、情報処理に関する専門家の派遣その他情報提供業務の運営に関し必要な協力</p> <p>【中小企業等経営強化法 第四十条第一項】</p> <p>一 情報処理に関して必要な知識及び技能の向上を図る事業であつて、プログラムの作成又は電子計算機の利用に係る能力を開発し、向上させるものとして経済産業省令・厚生労働省令で定めるもの（情報関連人材育成事業）を行う新事業支援機関に対する次のイ及びロの業務</p> <p>イ 情報関連人材育成事業に必要な教材を開発し、及びその開発に係る教材の提供</p> <p>ロ 情報関連人材育成事業の実施に関し、指導及び助言</p> <p>二 情報関連人材育成事業の円滑な実施に関し必要な調査及びその成果の普及</p> <p>三 前二号の業務に附帯する業務</p> <p>【サイバーセキュリティ基本法 第三十条第一項】 本部は、第二十五条第一項第二号に掲げる事務（独立行政法人及び指定法人におけるサイバーセキュリティに関する対策の基準に基づく監査に係るものに限る。）又は同項第三号に掲げる事務（独立行政法人又は指定法人で発生したサイバーセキュリティに関する重大な事象の原因究明のための調査に係るものに限る。）の一部を、独立行政法人情報処理推進機構その他サイバーセキュリティに関する対策について十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有するとともに、当該事務を確実に実施することができるものとして政令で定める法人に委託することができる。</p>				

平成 25～29 年度における決算額（28 年度、29 年度は予算額）（単位：百万円）

収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
運営費交付金	3,671	3,743	12,450	7,247	5,712	業務経費	5,473	6,519	6,994	11,653	13,870
国庫補助金	-	290	363	798	798	(戦略的ソフトウェア開発事業経費)	(0)	(-)	(-)		
受託収入	3	19	79	194	304	(試験業務経費)	(2,288)	(2,162)	(2,205)		
業務収入	2,525	2,462	2,439	2,869	6,705	(情報処理推進事業経費)	(3,174)	(4,348)	(4,785)		
その他収入	111	72	73	36	18	(信用保証業務経費)	(11)	(9)	(4)		
						受託経費	3	13	70	194	304
						一般管理費	908	865	982	1,090	1,126
合計	6,310	6,586	15,403	11,145	13,537	合計	6,384	7,397	8,046	12,937	15,300

※情報処理の促進に関する法律第四十四条に基づき、下記勘定のとおり区分経理（一般勘定（合計））

平成 25～29 年度における決算額（28 年度、29 年度は予算額）（単位：百万円）

収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
運営費交付金	3,671	3,743	12,450	7,247	5,712	業務経費	3,185	4,357	4,789	9,175	10,863
国庫補助金	-	290	363	798	798	(情報処理推進事業経費)	(3,174)	(4,348)	(4,785)		
受託収入	3	19	79	194	304	(信用保証業務経費)	(11)	(9)	(4)		
業務収入	67	66	61	43	3,319	受託経費	3	13	70	194	304
その他収入	109	71	71	34	16	一般管理費	704	687	812	882	916
						(人件費)	(447)	(477)			
						(その他一般管理費)	(257)	(211)			
合計	3,850	4,189	13,023	8,317	10,149	合計	3,892	5,057	5,671	10,251	12,083

(試験勘定（情報処理技術者試験業務）)

平成 25～29 年度における決算額（28 年度、29 年度は予算額）（単位：百万円）

収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
業務収入	2,458	2,396	2,379	2,826	3,386	業務経費	2,288	2,162	2,205	2,478	3,007
(受験手数料収入)	2,457	2,394				(試験業務経費)	2,288	2,162	2,205		
(合格証明書発行手数料)	2	2				一般管理費	204	178	170	208	209
その他収入	2	2	1	2	2	(人件費)	43	30			
(運用収入)	1	1				(その他一般管理費)	162	148			
(雑収入)	0	0									
合計	2,460	2,397	2,380	2,828	3,388	合計	2,492	2,340	2,375	2,686	3,216

(事業化勘定 (戦略的ソフトウェア開発業務))

平成 25～29 年度における決算額 (28 年度、29 年度は予算額) (単位: 百万円)											
収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
その他収入	0	0	0	0	0						
合 計	0	0	0	0	0	合 計	-	-	-	-	-

(地域事業出資業務勘定 (地域事業出資業務))

平成 25～29 年度における決算額 (28 年度、29 年度は予算額) (単位: 百万円)											
収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
その他収入	0	0	0	0	0						
合 計	0	0	0	0	0	合 計	-	-	-	-	-

法人の概要 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

所管	経済産業省	主管課	資源エネルギー庁 資源・燃料部 政策課	中期目標期間	平 25. 4. 1～30. 3. 31 (5年)
沿革	昭 38. 5 金属鉱業事業団 } 昭 42. 10 石油公団 } 統合 平 16. 2 独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構 ←				
組織体制	所在地(本部)：東京都港区虎ノ門 2-10-1 虎ノ門ツインビルディング (国内拠点) ・技術センター (千葉県千葉市美浜区) ※JOGMEC の石油・天然ガスの探鉱・開発に関する技術の研究・開発 ・金属資源技術研究所 (秋田県鹿角郡) ・石油備蓄基地事務所 10 カ所 (むつ小川原、苫小牧東部、秋田、久慈、福井、菊間、白島、上五島、串木野、志布志) ・石油ガス備蓄基地事務所 5 カ所 (神栖、七尾、倉敷、波方、福島) ・鉱物防止支援・地熱開発事務所 4 カ所 (北海道、東北、中国・近畿、九州) ・松尾管理事務所 (岩手県八幡平市) ※鉱害防止支援事業 ・柏崎テストフィールド (新潟県柏崎市) ※石油開発技術に関する試験及び技術者の育成 ・九州支部 (福岡県博多市) ※石炭経過業務に係る旧保有鉱区管理(九州地方、中国地方、沖縄県に限る。)、指定法人監督等の支援に関する業務 (海外事務所)：13 カ所 (北京、ジャカルタ、シドニー、ワシントン、ヒューストン、バンクーバー、メキシコ、リマ、サンディアゴ、モスクワ、ロンドン、中東、ボツワナ)				
役員員数	役員 数：理事長 (常勤 1)、副理事長 (常勤 1)、理事 (常勤 6)、監事 (常勤 2) (平 29. 4. 1 現在) 常勤職員数：581 人、非常勤職員数：332 人 (平 29. 4. 1 現在)				
法人の目的	【独立行政法人石油・天然ガス金属鉱物資源機構法 第三条】 石油及び可燃性天然ガス (以下「石油等」という。) の探鉱等、石炭の探鉱、地熱の探査並びに金属鉱物の探鉱等に必要資金の供給その他石油及び可燃性天然ガス資源、石炭資源、地熱資源並びに金属鉱物資源の開発を促進するために必要な業務並びに石油及び金属鉱物産物の備蓄に必要な業務を行い、もって石油等、石炭、地熱及び金属鉱物産物の安定的かつ低廉な供給に資するとともに、金属鉱業等による鉱害の防止に必要な資金の貸付けその他の業務を行い、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全並びに金属鉱業等の健全な発展に寄与することを目的とする。				
業務の範囲	【独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法 第十一条】 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 <ol style="list-style-type: none"> 一 海外及び本邦周辺の海域における石油等 (オイルサンド及びオイルシェールを含む。以下同じ。) の探鉱及び採取、海外における可燃性天然ガスの液化、海外における石炭の探鉱、本邦における地熱の探査並びに海外及び本邦周辺の海域における金属鉱物の探鉱並びに採掘及びこれに附属する選鉱、製錬その他の事業 (以下この号において「採掘等」という。) に必要な資金 (本邦周辺の海域における石油等の採取に必要な資金及び金属鉱物の採掘等に必要な資金にあっては、石油等の採取をする権利、金属鉱物の採掘等をする権利その他これらに類する権利を有する者からこれらの権利を譲り受けてその採取又は採掘等を行う場合におけるこれらの権利の譲受けに必要な資金及びこれらの権利に基づく採取又は採掘等を開始するために必要な資金 (次条第三号及び第十四条第一項において「権利譲受け資金」と総称する。) に限る。) を供給するための出資を行うこと。 二 金属鉱業を営む者に対する金属鉱物の探鉱に必要な資金 (その資金を供給するために必要な資金を含む。) の貸付けを行うこと。 三 海外における石油等の採取 (これに附属する精製を含む。第五号において同じ。)、可燃性天然ガスの液化並びに石炭の採掘及びこれに附属する選炭その他の事業 (同号において「石炭の採掘等」という。)、本邦における地熱の採取並びに海外における金属鉱物の採掘及びこれに附属する選鉱、製錬その他の事業に必要な資金 (その資金を供給するために必要な資金を含む。) に係る債務の保証を行うこと。 四 海外における石油等の探鉱及び採取をする権利 (その権利を取得するために必要な権利を含む。)、海外における金属鉱物の探鉱をする権利その他これらに類する権利の取得 (機構以外の者によるこれらの権利の取得を困難とする特別の事情がある場合において、機構以外の者への譲渡を目的として行うものに限る。) を行うこと。 五 石油等の探鉱及び採取に係る技術に関する指導並びに当該技術の海外における実証、石炭の採掘等に係る技術に関する指導及び当該技術の実証、地熱の探査に係る技術に関する指導及び当該技術の実証並びに金属鉱物の探鉱、採掘、選鉱及び製錬に係る技術に関する実証を行うこと。 六 石油等及び石炭の探鉱、地熱の探査並びに金属鉱物の探鉱に必要な地質構造の調査 (石炭の探鉱に係る調査にあっては海外において行われるものに限る。)、金属鉱物の探鉱に係る調査にあっては海外において行われるものであって国及び機構以外の者がその費用の一部を負担するもの並びに海域において行われる国民経済上重要なものであって国及び機構以外の者が行うことが困難なものとして経済産業省令で定めるものに限る。、地熱の探査に係る調査にあっては熱源の状況の調査を含む。) を行うこと。 				

- 七 海外における石炭の探鉱に必要な地質構造の調査その他石炭資源の開発に必要な調査、本邦における地熱の探査に必要な地質構造の調査（熱源の状況の調査を含む。）及び海外における金属鉱物の探鉱に必要な地質構造の調査（金属鉱業を営む者が外国法人と共同して行うものに限る。）に必要な資金に充てるための助成金の交付を行うこと。
- 八 海外における石炭資源の開発、本邦における地熱資源の開発及び海外における金属鉱物資源の開発に関する情報又は資料の収集及び提供を行うこと。
- 九 次に掲げる船舶の貸付けを行うこと。
- イ 石油等の探鉱及びこれに必要な地質構造の調査に必要な船舶
- ロ 金属鉱物の探鉱及びこれに必要な地質構造の調査に必要な船舶
- 十 国の委託を受けて、石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号。以下「備蓄法」という。）第二条第十項に規定する国家備蓄石油（同条第二項に規定する指定石油製品を除く。）及び備蓄法第二十九条に規定する国家備蓄施設（以下「国家備蓄施設」という。）の管理を行うこと。
- 十一 前号に掲げる業務に関連して、石油の取得、保有及び譲渡しを行うこと。
- 十二 石油の備蓄の増強に必要な資金（石油の購入に必要な資金に限る。）の貸付け並びに石油の備蓄の増強に必要な施設の設置（二以上の石油精製業者その他の経済産業省令で定める者の出資に係る法人が行うもの限り、備蓄法第二条第十項に規定する国家備蓄石油の貯蔵を主たる目的として行うものを除く。）に必要な資金の出資及び貸付けを行うこと。
- 十三 金属鉱産物の備蓄を行うこと。
- 十四 金属鉱業等（経済産業省令で定める金属鉱業及び非金属鉱業をいう。以下同じ。）による鉱害の防止のための措置に必要な資金の貸付けを行うこと。
- 十五 金属鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和四十八年法律第二十六号）第七条第三項の規定による鉱害防止積立金の管理を行うこと。
- 十六 金属鉱業等鉱害対策特別措置法第十二条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により拠出される金銭の徴収及びその運用並びに同法第十三条第三項（同法第十四条第二項及び第三十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による必要な費用の支払を行うこと。
- 十七 金属鉱業等による鉱害の防止のための調査及び指導を行うこと。
- 十八 地方公共団体の委託を受けて、金属鉱業等が終了した後における坑水又は廃水による鉱害を防止するためのその処理の用に供する施設であって経済産業省令で定める規模以上のものの運営を行うこと。
- 十九 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。
- 一 備蓄法第三十四条の規定による援助を行うこと。
- 二 金属鉱業等鉱害対策特別措置法第三十条第一項の規定による鉱害防止業務を行うこと。
- 3 機構は、前二項の業務のほか、前二項の業務の遂行に支障のない範囲内で、科学的調査のために第一項第九号の船舶の貸付けを行うことができる。
- 4 第一項第三号に規定する債務の保証は、当該保証に係る債務の履行が確実であると認められる場合限り、行うよう努めるものとする。
- 5 第一項第一号から第七号までの金属鉱物及び同項第十三号の金属鉱産物の範囲は、経済産業省令で定める。

平成 25～29 年度における決算額（28 年度、29 年度は予算額）（単位：億円）

収入	H25	H26	H27	H28	H29	支出	H25	H26	H27	H28	H29
				予算	予算					予算	予算
運営費交付金	196	201	197	179	239	業務経費	771	579	577	477	407
国庫補助金	102	71	103	160	149	投融资支出	9,008	8,487	9,732	15,286	7,262
政府出資金	984	592	526	2,744	1,071	信用基金繰入	10	22	-	54	100
借入金	8,396	8,618	9,419	13,506	10,420	受託経費	948	874	865	583	636
投融资回収金	7,250	7,900	8,382	8,438	5,227	借入金償還	7,715	8,398	8,602	9,419	9,419
業務収入	615	430	374	135	120	支払利息	9	6	8	25	24
受託収入	942	873	844	583	636	一般管理費	16	15	15	18	17
その他収入	34	19	22	20	7	その他支出	235	12	4	1	1
合計	18,519	18,703	19,867	25,764	17,869	合計	18,712	18,392	19,803	25,864	17,867

※独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法十二条のに基づき、下記勘定のとおり区分経理
(石油天然ガス勘定)

平成 25～29 年度における決算額 (28 年度、29 年度は予算額) (単位：億円)											
収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
運営費交付金	160	165	161	142	202	業務経費	691	502	492	282	335
国庫補助金	93	60	84	150	142	投融資支出	8,386	8,461	9,645	12,989	6,511
政府出資金	582	570	485	684	551	受託経費	836	752	751	577	630
借入金	7,852	8,075	8,859	12,622	9,534	借入金償還	7,179	7,850	8,060	8,858	8,740
投融資回収金	7,186	7,843	8,321	8,386	5,182	支払利息	8	5	8	22	21
業務収入	586	417	364	126	109	一般管理費	9	10	9	11	9
受託収入	831	750	739	577	630	その他支出	149	11	1	-	-
その他収入	24	13	14	3	2						
合計	17,314	17,893	19,027	22,690	16,352	合計	17,259	17,590	18,966	22,738	16,245

(投融資等・金属鉱産物備蓄勘定)

平成 25～29 年度における決算額 (28 年度、29 年度は予算額) (単位：億円)											
収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
運営費交付金	1	1	1	1	1	業務経費	32	24	20	127	12
国庫補助金	2	2	2	4	4	投融資支出	621	21	84	2,092	541
政府出資金	402	22	41	2,060	520	信用基金繰入	10	22	-	54	100
借入金	370	385	410	533	533	借入金償還	352	370	385	410	533
投融資回収金	46	39	44	37	38	支払利息	0	0	0	2	2
業務収入	7	7	7	7	8	一般管理費	0	0	1	1	1
その他収入	3	3	2	10	1						
合計	831	459	508	2,652	1,105	合計	1,016	438	490	2,687	1,189

(金属鉱業一般勘定)

平成 25～29 年度における決算額 (28 年度、29 年度は予算額) (単位：億円)											
収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
運営費交付金	35	35	35	36	36	業務経費	33	36	48	39	33
国庫補助金	7	9	16	6	3	投融資支出	2	5	3	205	210
借入金	174	157	149	352	353	受託経費	111	122	114	6	7
投融資回収金	6	5	5	4	4	借入金償還	184	178	157	151	147
業務収入	22	6	4	1	2	支払利息	1	0	0	1	1
受託収入	111	123	106	6	7	一般管理費	4	3	4	6	5
その他収入	4	0	2	3	0	その他支出	84	0	2	-	-
合計	360	335	318	408	405	合計	418	345	328	407	404

(金属鉱業鉱害防止積立金勘定)

平成 25～29 年度における決算額 (28 年度、29 年度は予算額) (単位：億円)											
収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
その他収入	0	0	0	0	0	その他支出	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	合計	0	0	0	0	0

(金属鉱業鉱害防止事業基金勘定)

平成 25～29 年度における決算額 (28 年度、29 年度は予算額) (単位: 億円)											
収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
その他収入	1	1	1	1	1	その他支出	1	1	1	1	0
合 計	1	1	1	1	1	合 計	1	1	1	1	0

(石炭経過勘定)

平成 25～29 年度における決算額 (28 年度、29 年度は予算額) (単位: 億円)											
収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
投融资回収金	11	13	12	11	3	業務経費	15	16	18	29	26
その他収入	2	2	2	3	3	一般管理費	2	1	2	2	2
						その他支出	0	0	0	0	0
合 計	14	15	14	14	7	合 計	17	18	20	31	29

法人の概要 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

所管	国土交通省	主管課	鉄道局 鉄道事業課 海事局 総務課企画室 総合政策局 交通支援課	中期目標期間	平 25. 4. 1～30. 3. 31（5年）
沿革	<p>昭 39. 3 日本鉄道建設公団</p> <p>昭 62. 4 日本国有鉄道 清算事業団</p> <p>昭 34. 6 国内旅客船 公団</p> <p>昭 36. 4 特定船舶 整備公団</p> <p>昭 41. 12 船舶整備公団</p> <p>昭 62. 4 新幹線鉄道 保有機構</p> <p>昭 53. 12 特定船舶製造業 安定事業協会</p> <p>平 3. 10 鉄道整備 基金</p> <p>平 1. 7 造船業基盤整備 事業協会</p> <p>平 9. 10 運輸施設整備 事業団</p> <p>平 10. 10</p> <p>平 13. 3</p> <p>平 15. 10 独立行政法人 鉄道建設・運輸 施設整備支援 機構</p>				
組織体制	本部所在地：神奈川県横浜市中区本町6-50-1 横浜アイランドタワー (地方機関) 2支社（東京、大阪）、2新幹線建設局（北海道、九州）、2工事事務所（青森、富山）、関東甲信工事局				
役員数	役員数：理事長（常勤1）、副理事長（常勤1）、理事長代理（常勤1）、理事（常勤7）、監事（常勤3） (平 29. 4. 1 現在) 常勤職員数：1,581人、非常勤職員数 140人（平 29. 4. 1 現在）				
法人の目的	【独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第3条】 鉄道の建設等に関する業務及び鉄道事業者、海上運送事業者等による運輸施設の整備を促進するための助成その他の支援に関する業務を総合的かつ効率的に行うことにより、輸送に対する国民の需要の高度化、多様化等に的確に対応した大量輸送機関を基幹とする輸送体系の確立並びにこれによる地域の振興並びに大都市の機能の維持及び増進を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。				
業務の範囲	【独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第13条、附則第11条】 1 鉄道建設 (1) 新幹線鉄道に係る建設、調査、貸付け・譲渡、災害復旧工事を行うこと（法第13条Ⅰ①～④） (2) 鉄道（新幹線鉄道を除く）又は軌道に係る鉄道施設又は軌道施設の建設及び大改良、貸付け・譲渡、災害復旧工事を行うこと（法第13条Ⅰ④～⑥、法附則第11条Ⅳ） (3) 鉄道施設で高架のものの建設と一体として建設することが適当であると認められる事務所、倉庫、店舗その他の施設の建設・管理、調査等を行うこと（他の業務に支障のない範囲）（法第13条Ⅲ①、②） (4) 全国新幹線鉄道整備法第4条第1項に規定する建設線に係る営業主がその全部又は一部を廃止した鉄道事業に係る路線の全部又は一部の区間において新たに他の者が鉄道事業を開始した場合であって、当該区間に係る鉄道線路を使用する日本貨物鉄道株式会社が支払う使用料が増加するときにおいて、日本貨物鉄道株式会社に対し助成金の交付を行うこと（法附則第11条Ⅰ①）。 2 船舶共有建造 (1) 海上運送事業者と費用を分担して船舶を建造し、当該船舶を当該海上運送事業者を使用させ、及び当該船舶を当該海上運送事業者に譲渡すること。当該海上運送事業者に対し、当該船舶について、建造若しくは改造又は保守若しくは修理に関する技術的援助を行うこと（法第13条Ⅰ⑦、⑧）。 (2) 旧船舶整備公団法により改造した国内旅客船、旧事業団法により建造した貨物船を海上運送事業者を使用させ、当該船舶を海上運送事業者に譲渡すること（法附則第11条Ⅰ②） 3 地域公共交通出資等 (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第29条の2第1項に規定する業務（地域公共交通網形成計画に定められた認定軌道運送高度化事業等の実施に必要な資金の出資及び貸付け、これら業務に関連する必要な調査）を行うこと（法第13条Ⅰ⑨）。 (2) 内航海運組合法第58条において準用する同法第8条第1項第5号に掲げる事業（組合員が保有する内航運送の用に供される船舶の船腹の調整）を行う内航海運組合連合会に対し、当該事業に必要な資金の一部を貸し付けること（法附則第11条Ⅰ③）				

4 鉄道助成

- (1) 主要幹線鉄道又は都市鉄道に係る鉄道施設（軌道施設を含む。）の建設又は改良に関する事業を行う鉄道事業者に対し、補助金等を交付すること（鉄道軌道整備法第8条Ⅶ、踏切道改良促進法第10条Ⅲの規定による補助金の交付を含む。）（法第13条Ⅱ①、②）
- (2) (1)のほか、鉄道施設（軌道施設を含む。）の建設又は改良（これらに関する調査を含む。）に関する事業、鉄道事業に係る技術の開発に関する事業、鉄道事業の業務運営の能率化に関する措置その他の鉄道事業の健全な発達を図る上で必要となる事業又は措置を行う鉄道事業者その他の者に対し、補助金等を交付すること（法第13条Ⅱ③）。
- (3) 中央新幹線の速やかな建設を図るため、中央新幹線に係る同法第六条第一項に規定する建設主体に対し、当該建設に要する費用に充てる資金の一部を貸し付けること（法附則第11条Ⅰ④）。
- (4) 都市鉄道に係る鉄道施設の建設又は政令で定める大規模な改良に関する事業を行う東京地下鉄株式会社に対し、当該事業に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること（法附則第11条Ⅰ⑤）。
- (5) 旧国鉄からの承継債務処理、新幹線に係る土地等の移転登記等を行うこと（法附則第11条Ⅲ）。

5 特例業務

- (1) 旧国鉄清算事業団が負担していた年金等の支払い、JR株式・土地等の処分等を行うこと（法附則第11条Ⅱ①）
- (2) JR北海道、JR四国、JR貨物の経営自立を図るため、老朽化した鉄道施設等の更新その他会社の経営基盤の強化に必要な鉄道施設等の整備に必要な資金に充てるための無利子の資金の貸付け又は助成金を交付すること並びにJR北海道、JR四国に対して発行した鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券について、国土交通大臣が定める利率に基づく利子の支払いを行うこと（法附則第11条Ⅱ③、④）

平成25～29年度における決算額（28年度、29年度は予算額）（単位：億円）

収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
運営費交付金	2	2	3	3	3	業務経費	5,853	4,860	4,424	20,114	20,828
国庫補助金	904	958	932	1,051	980	受託経費	285	96	42	84	130
地方公共団体建設費負担金	464	363	346	377	599	借入金等償還	7,967	8,332	7,494	6,121	2,952
地方公共団体建設費補助金	53	60	87	136	122	支払利息	618	484	364	323	526
政府補給金	2	2	1	1	1	一般管理費	59	54	56	70	68
政府出資金	-	-	-	12	12	人件費	155	157	158	182	173
財政融資資金借入金	561	418	511	23,709	15,282	業務外支出	83	74	93	147	128
民間借入金	2,030	2,411	1,988	890	837						
鉄運機構債券	1,905	2,010	1,580	1,215	2,537						
業務収入	7,873	7,538	10,124	7,358	3,927						
受託収入	299	109	51	113	155						
業務外収入	34	63	43	25	27						
合計	14,126	13,934	15,667	34,889	24,480	合計	15,020	14,058	12,632	27,041	24,805

※法第 17 条に基づき、下記勘定のとおり区分経理

(建設勘定)

平成 25～29 年度における決算額 (28 年度、29 年度は予算額) (単位：億円)											
収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
地方公共団体建設費負担金	464	363	346	377	599	業務経費	2,931	2,284	1,907	2,670	3,377
地方公共団体建設費補助金	53	60	87	136	122	受託経費	285	96	42	84	130
財政融資資金借入金	308	272	228	8,522	134	借入金等償還	4,626	5,101	4,635	4,254	2,452
民間借入金	1,468	2,031	1,658	584	603	支払利息	218	182	149	170	157
鉄運機構債券	1,575	1,570	1,160	1,180	2,490	一般管理費	42	40	42	53	54
業務収入	2,067	1,994	4,328	1,970	1,978	人件費	140	142	143	165	156
受託収入	299	109	51	113	155	業務外支出	70	58	89	124	127
業務外収入	26	53	35	22	24	他勘定へ繰入	242	284	341	306	297
他勘定より受入	1,540	1,611	1,628	1,796	1,520						
合計	7,799	8,062	9,520	14,700	7,625	合計	8,554	8,186	7,348	7,826	6,750

(海事勘定)

平成 25～29 年度における決算額 (28 年度、29 年度は予算額) (単位：億円)											
収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
運営費交付金	0	0	0	-	-	業務経費	380	266	330	276	219
財政融資資金借入金	253	146	283	187	148	受託経費	-	-	-	0	-
民間借入金	-	-	-	-	15	借入金等償還	284	373	692	220	252
鉄運機構債券	110	150	420	35	47	支払利息	15	14	12	16	9
業務収入	306	373	307	287	277	一般管理費	2	1	1	2	2
受託収入	-	-	-	0	-	人件費	6	6	6	6	7
業務外収入	2	7	6	2	2	業務外支出	0	1	1	23	1
合計	671	676	1,016	511	490	合計	688	661	1,043	544	490

(基礎的研究等勘定) ※

平成 25～29 年度における決算額 (28 年度、29 年度は予算額) (単位：億円)											
収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
民間借入金	461	380				業務経費	461	381			
業務収入	531	463				借入金等償還	528	461			
業務外収入	0	0				支払利息	0	0			
						一般管理費	0	0			
						人件費	1	1			
						業務外支出	0	0			
合計	991	843				合計	991	842			

(地域公共交通等勘定) ※

平成 25～29 年度における決算額 (28 年度、29 年度は予算額) (単位: 億円)											
収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
運営費交付金			1	1	1	業務経費			330	318	230
政府出資金			-	12	12	借入金等償還			380	330	248
民間借入金			330	306	218	支払利息			0	0	0
業務収入			382	331	249	一般管理費			0	0	0
業務外収入			0	0	0	人件費			1	1	1
						業務外支出			0	0	0
合計			712	650	480	合計			712	650	480

※改正法の施行に伴い、平成 27 年 8 月 26 日に基礎的研究業務は廃止され、地域公共交通出資等業務が創設されるとともに、勘定名が基礎的研究等勘定から地域公共交通等勘定に改められた。

(助成勘定)

平成 25～29 年度における決算額 (28 年度、29 年度は予算額) (単位: 億円)											
収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
運営費交付金	2	2	2	2	2	業務経費	151	138	143	15,123	15,075
国庫補助金	904	958	932	1,051	980	借入金等償還	2,432	2,200	1,691	1,317	-
政府補助金	2	2	1	1	1	支払利息	291	193	107	41	265
財政融資資金借入金	-	-	-	15,000	15,000	一般管理費	1	1	1	1	1
業務収入	4,962	4,624	4,028	3,589	992	人件費	4	4	4	5	3
業務外収入	1	1	0	0	0	業務外支出	2	1	3	0	0
他勘定より受入	242	284	304	306	297	他勘定へ繰入	3,230	3,332	3,319	3,462	1,927
合計	6,112	5,871	5,268	19,949	17,272	合計	6,112	5,870	5,268	19,949	17,272

(特例業務勘定)

平成 25～29 年度における決算額 (28 年度、29 年度は予算額) (単位: 億円)											
収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
民間借入金	101	-	-	-	-	業務経費	1,930	1,791	1,714	1,726	1,926
鉄運機構債券	220	290	-	-	-	借入金等償還	97	198	97	-	-
業務収入	9	84	1,080	1,181	430	支払利息	93	95	96	95	95
業務外収入	5	2	2	0	1	一般管理費	14	12	11	14	11
他勘定より受入	1,751	1,786	1,841	1,808	557	人件費	4	4	4	6	6
						業務外支出	11	14	0	0	0
						他勘定へ繰入	60	64	112	142	149
合計	2,085	2,162	2,923	2,990	987	合計	2,208	2,178	2,033	1,983	2,187

法人の概要 独立行政法人国際観光振興機構

所管	国土交通省	主管課	観光庁国際観光課			中期目標期間	平 25. 4. 1～30. 3. 31（5年）				
沿革	昭 39. 4 特殊法人国際観光振興会 → 平 15. 10 独立行政法人国際観光振興機構 (平成 20 年 7 月から通称「日本政府観光局」を使用)										
組織体制	本部：東京都新宿区四谷 4-4-1 海外拠点：20 海外事務所（ソウル、北京、上海、香港、デリー、ジャカルタ、シンガポール、バンコク、ハノイ、クアラルンプール、シドニー、ニューヨーク、ロサンゼルス、トロント、ローマ、ロンドン、マドリード、フランクフルト、パリ、モスクワ）										
役員数	役員数：理事長（常勤 1）、理事（常勤 4）、監事（常勤 1、非常勤 1）（平 29. 4. 1 現在） 常勤職員数：145 人、非常勤職員数：27 人（平 29. 4. 1 現在）										
法人の目的	【独立行政法人国際観光振興機構法第 3 条】 海外における観光宣伝、外国人観光旅客に対する観光案内その他外国人観光旅客の来訪の促進に必要な業務を効率的に行うことにより、国際観光の振興を図ること										
業務の範囲	【独立行政法人国際観光振興機構法第 9 条】 1 外国人観光旅客の来訪を促進するための宣伝を行うこと。 2 外国人観光旅客に対する観光案内所の運営を行うこと。 3 通訳案内士法（昭和 24 年法律第 210 号）第 11 条第 1 項の規定により通訳案内士試験の実施に関する事務を行うこと。 4 国際観光に関する調査及び研究を行うこと。 5 国際観光に関する出版物の刊行を行うこと。 6 1 から 5 の業務に附帯する業務を行うこと。 7 国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律（平成 6 年法律第 79 号）第 11 条に規定する次の業務を行うこと。 (1) 国際会議等の誘致に関する情報の提供その他の国際会議等の誘致の促進に関する援助を行うこと。 (2) 国際会議等の開催についての寄附金の募集及び管理並びに交付金の交付その他の国際会議等の開催の円滑化並びに外国人観光旅客の観光の魅力の増進に関する援助を行うこと。 (3) 国際会議等の誘致及びその開催の円滑化に関する業務に従事する者その他の関係者に対する研修を行うこと。 (4) 国際会議等の誘致及び開催に関する調査及び研究を行うこと。 (5) (1)から(4)の業務に附帯する業務										
平成 25～29 年度における決算額（28 年度、29 年度は予算額）（単位：百万円）											
収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
運営費交付金	1, 837	5, 628	10, 726	12, 537	8, 820	業務経費	739	717	7, 346	10, 425	6, 739
賛助金収入	304	340	283	269	295	受託経費	182	247	347	459	373
事業収入	141	196	370	321	324	人件費	1, 039	1, 210	1, 405	1, 907	2, 000
寄附金収入	34	79	48	380	380	一般管理費	244	258	292	344	335
事業外収入	14	22	42	8	8	交付金事業経費	56	69	61	380	380
合計	2, 331	6, 265	11, 468	13, 515	9, 827	合計	2, 260	2, 502	9, 451	13, 515	9, 827

(一般勘定)

平成 25～29 年度における決算額(28 年度、29 年度は予算額) (単位:百万円)											
収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
運営費交付金	1, 837	5, 628	10, 726	12, 537	8, 820	業務経費	739	717	7, 346	10, 425	6, 739
賛助金収入	304	340	283	269	295	受託経費	182	247	347	459	373
事業収入	141	196	370	321	324	人件費	1, 039	1, 210	1, 405	1, 907	2, 000
事業外収入	14	22	42	8	8	一般管理費	244	258	292	344	335
合計	2, 297	6, 186	11, 421	13, 135	9, 448	合計	2, 204	2, 433	9, 390	13, 135	9, 448

※「国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律」第 12 条に基づき下記勘定のとおり区分経理

(交付金勘定)

平成 25～29 年度における決算額 (28 年度、29 年度は予算額) (単位：百万円)											
収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
寄附金収入	34	79	48	380	380	交付金事業経費	56	69	61	380	380
事業外収入	0	0	0	0	0						
合 計	34	79	48	380	380	合 計	56	69	61	380	380

法人の概要 独立行政法人水資源機構

所管	国土交通省	主管課	水管理・国土保全局 水資源部水資源政策課	中期目標期間	平 25. 4. 1～30. 3. 31（5年）
沿革	昭 37. 5 水資源開発公団 →（昭 43. 10 愛知用水公団を統合） → 平 15. 10 独立行政法人水資源機構				
組織体制	本部：埼玉県さいたま市中央区新都心 1 1－2 ランド・アクシス・タワー内 支所：2 支社（中部、関西・吉野川）、1 地方局（筑後川）、1 センター（総合技術センター）、4 事業所、4 建設所、23 管理所				
役員数	役員数：理事長（常勤 1）、副理事長（常勤 1）、理事（常勤 5）、監事（常勤 2）（平 29. 4. 1 現在） 常勤職員数：1, 309 人、非常勤職員数：200 人（平 29. 4. 1 現在）				
法人の目的	【独立行政法人水資源機構法第 4 条】 水資源開発基本計画に基づく水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設等の管理等を行うことにより、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ることを目的とする。				
業務の範囲	<p>【独立行政法人水資源機構法第 12 条】</p> <p>1 水資源開発基本計画（注 1）に基づいて、次に掲げる施設（当該施設のうち発電に係る部分を除く。以下（1）及び（2）において同じ。）の新築（（1）に掲げる施設の新築にあつては、水の供給量を増大させないものに限る。）又は改築を行うこと。</p> <p>（1）ダム、河口堰、湖沼水位調節施設、多目的用水路、専用用水路その他の水資源の開発又は利用のための施設</p> <p>（2）（1）に掲げる施設と密接な関連を有する施設</p> <p>2 次に掲げる施設の操作、維持、修繕その他の管理（（3）に掲げる施設の管理にあつては、委託に基づくものに限る。）を行うこと。</p> <p>（1）水資源開発施設</p> <p>（2）愛知豊川用水施設</p> <p>（3）水資源開発促進法第 3 条第 1 項に規定する水資源開発水系（注 1）における水資源の開発又は利用のための施設であつて、（1）又は（2）に掲げる施設と一体的な管理を行うことが当該水資源開発水系における水資源の利用の合理化に資すると認められるもの</p> <p>3 水資源開発施設又は愛知豊川用水施設についての災害復旧工事を行うこと。</p> <p>4 独立行政法人水資源機構法第 19 条の 2 第 1 項（注 2）に規定する特定河川工事を行うこと。</p> <p>5 1 から 4 までの業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>6 1 から 5 までの業務のほか、業務の遂行に支障のない範囲内で、委託に基づき、次の業務を行うことができる。</p> <p>（1）水資源の開発又は利用に関する調査、測量、設計、試験、研究及び研修を行うこと。</p> <p>（2）水資源の開発若しくは利用のための施設に関する工事又はこれと密接な関連を有する工事を行うこと。</p> <p>（3）水資源の開発又は利用のための施設の管理を行うこと。</p> <p>（注 1） 水資源開発促進法（昭和 36 年第 217 号）において、国土交通大臣は、水資源の総合的な開発及び利用の合理化を促進する必要がある河川の水系を「水資源開発水系」として指定し、総合的な開発及び利用の合理化の基本となるべき「水資源開発基本計画」を水系ごとに定めることとされている。水資源開発水系：7 水系（利根川水系、荒川水系、豊川水系、木曾川水系、淀川水系、吉野川水系、筑後川水系）</p> <p>（注 2） 独立行政法人水資源機構法第 19 条の 2 第 1 項 機構は、都道府県知事又は指定都市（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市をいう。以下同じ。）の長（以下「都道府県知事等」という。）から要請があり、かつ、当該都道府県知事等が統括する都道府県又は指定都市における河川管理施設の改築若しくは修繕に関する工事（以下この項において「特定改築等工事」という。）又は公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）の規定の適用を受ける災害復旧事業に係る工事（以下この項において「特定災害復旧工事」という。）の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該都道府県知事等が管理する河川管理施設に係る政令で定める特定改築等工事又は当該河川管理施設に係る特定災害復旧工事（いずれも水資源開発水系に係るものであつて、その実施が当該水資源開発水系における水の安定的な供給の確保に資するものであり、かつ、高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものに限る。以下「特定河川工事」という。）を当該都道府県知事等に代わって自ら行うことが適当であると認められる場合においては、河川法第 9 条第 2 項及び第 5 項並びに第 10 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、これを行うことができる。</p>				

平成 25～29 年度における決算額（28 年度、29 年度は予算額）（単位：百万円）

収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
政府交付金	20,952	25,323	25,030	27,809	32,390	業務経費	56,085	71,025	69,563	70,521	77,793
その他の国 庫補助金	11,179	13,365	12,014	11,694	12,519	施設整備費	233	212	200	130	184
財政融資資 金借入金	7,400	10,800	9,500	5,100	5,600	受託経費	512	345	674	1,283	1,006
水資源債券	5,700	6,000	6,000	4,000	4,000	借入金等償 還	75,302	72,794	72,564	50,627	46,463
業務収入	103,653	97,718	91,485	88,552	87,255	支払利息	12,761	10,962	9,958	7,937	6,692
受託収入	752	645	993	1,433	1,114	一般管理費	1,508	1,381	1,402	1,766	1,691
業務外収入	5,375	3,000	1,678	1,128	2,654	人件費	13,386	14,353	14,605	16,045	16,118
						業務外経費	7,548	5,871	2,898	6,786	6,137
合 計	155,011	156,851	146,700	139,716	145,531	合 計	167,334	176,943	171,864	155,095	156,085

法人の概要 独立行政法人空港周辺整備機構

所管	国土交通省	主管課	航空局空港業務課	中期目標期間	平 25. 4. 1～30. 3. 31 (5年)						
沿革	<p>昭 49. 4 大阪国際空港周辺整備機構</p> <p>昭 51. 7 福岡空港周辺整備機構</p> <p>昭 60. 9 空港周辺整備機構</p> <p>平 15. 10 独立行政法人空港周辺整備機構</p> <p>(平 24. 7 大阪国際空港に係る周辺環境対策事業を新関西国際空港株式会社に承継し、大阪国際空港事業本部廃止、福岡に本社移転)</p>										
組織体制	本部：福岡市博多区博多駅東2丁目17番5号										
役員数	役員数：理事長（常勤1）、理事（常勤1）、監事（常勤1、非常勤1）（平 29. 4. 1 現在） 常勤職員数：26人、非常勤職員数：2人（平 29. 4. 1 現在）										
法人の目的	【公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第20条】 周辺整備空港（福岡空港）の周辺地域において空港周辺整備計画を実施する等によりその地域における航空機の騒音により生ずる障害の防止及び軽減を図り、併せて生活環境の改善に資すること										
業務の範囲	【公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第28条】 1 空港周辺整備計画に基づき、緑地帯その他の緩衝地帯の造成、管理及び譲渡を行うこと。 2 空港周辺整備計画に基づき、航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設の用に供する土地の造成、管理及び譲渡を行うこと。 3 周辺整備空港に係る第8条の2に規定する工事（住宅の騒音防止工事）に関し助成を行うこと。 4 周辺整備空港の設置者の委託により、第9条第1項の規定による建物等（航空機の騒音により生ずる障害が特に著しいと認めて国土交通大臣が指定する第2種区域にある建物等）の移転又は除却により生ずる損失の補償及び同条第二項の規定による土地（第2種区域内にある土地）の買入れに関する事務を行うこと。 5 1から4の業務の遂行に支障のない範囲内において、特定飛行場の設置者又は地方公共団体の委託により、特定飛行場の周辺地域において緑地帯その他の緩衝地帯の造成を行うこと										
平成 25～29 年度における決算額（28 年度、29 年度は予算額）（単位：百万円）											
収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
業務収入	626	644	642	645	637	固有事業	428	458	446	517	503
補助金収入	131	131	128	139	128	受託事業	1,452	568	229	1,335	1,595
受託金収入	1,590	710	383	1,486	1,756	その他事業	49	56	50	62	58
負担金収入	2	2	2	2	2	人件費	253	258	277	285	275
雑収入	3	3	3	2	3	一般管理費	60	64	59	73	82
合計	2,351	1,489	1,159	2,274	2,526	合計	2,241	1,404	1,060	2,272	2,513

法人の概要 独立行政法人高速道路保有・債務返済機構

所管	国土交通省	主管課	道路局総務課高速道路経営管理室	中期目標期間	平 25. 4. 1～30. 3. 31（5年）
沿革	<p>「特殊法人等整理合理化計画」（平 13. 12. 19 日閣議決定）における道路関係四公団の民営化の方針 <平 17. 10></p> <p>i) 日本道路公団 ii) 首都高速道路公団 iii) 阪神高速道路公団 iv) 本州四国連絡橋公団</p> <p>独立行政法人高速道路保有・債務返済機構【高速道路の保有・債務返済】 + 東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)【高速道路の建設・更新、管理、料金徴収】</p>				
組織体制	<p>本部所在地：神奈川県横浜市西区高島 1-1-2 横浜三井ビルディング 5F 地方機関：関西業務部（大阪市）</p>				
役員数	<p>役員数：理事長（常勤1）、理事長代理（常勤1）、理事（常勤2）、監事（常勤2）（平 29. 4. 1 現在） 常勤職員数：83 人、非常勤職員数：6 人（平 29. 4. 1 現在）</p>				
法人の目的	<p>【独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第 4 条】 機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに東日本高速道路株式会社等に対する貸付け、承継債務その他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的とする。</p>				
業務の範囲	<p>【独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第 12 条】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高速道路に係る道路資産の保有及び会社への貸付けを行うこと。 2 承継債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含む。）を行うこと。 3 協定に基づき会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含む。）を行うこと。 4 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、首都高速道路(株)又は阪神高速道路(株)に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付けを行うこと。 5 国から交付された補助金を財源として、会社に対し、高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付けを行うこと。 6 国から交付された補助金を財源として、会社に対し、高速道路のうち当該高速道路と道路（高速道路を除く。）とを連結する部分で国土交通省令で定めるものの整備に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付けを行うこと。 7 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、首都高速道路(株)又は阪神高速道路(株)に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付けを行うこと。 8 会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成を行うこと。 9 会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務を行うこと。 10 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務を行うこと。 11 本州と四国を連結する鉄道施設の管理を行うこと。 12 11 の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させること。 				

平成 25～29 年度における決算額 (28 年度、29 年度は予算額) (単位：百万円)											
収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
業務収入	1,707,012	2,066,064	2,116,106	1,849,215	1,905,517	債務返済費	4,757,766	4,487,669	3,692,496	3,241,706	3,758,312
政府等出資金受入	115,352	42,425	37,298	39,218	25,228	東京湾横断道路償還金	6,018	5,513	5,177	5,294	4,975
政府等補助金受入	62,025	50,762	26,074	2,847	3,416	無利子貸付金	48,326	39,158	37,645	41,902	28,587
日本高速道路保有・債務返済機構債券及び借入金	2,956,000	2,475,000	1,621,000	1,289,400	1,790,400	経営努力助成金	721	1,136	348	478	192
社会資本整備事業収入	680	573	457	391	324	業務管理費	2,906	4,131	4,461	15,267	7,804
業務外収入	54,914	1,977	3,371	18	240	一般管理費	1,287	1,434	1,301	1,404	1,441
						業務外支出	10,996	92,238	83,481	82,518	91,269
合計	4,895,984	4,636,801	3,804,306	3,181,089	3,725,125	合計	4,828,021	4,632,279	3,824,909	3,388,568	3,892,579

※法第 19 条に基づき、下記勘定のとおり区分経理
(高速道路勘定)

平成 25～29 年度における決算額 (28 年度、29 年度は予算額) (単位：百万円)											
収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
業務収入	1,706,180	2,065,108	2,115,312	1,848,305	1,904,612	債務返済費	4,757,766	4,487,669	3,692,496	3,241,706	3,758,312
政府等出資金受入	109,673	39,124	37,198	39,094	25,228	東京湾横断道路償還金	6,018	5,513	5,177	5,294	4,975
政府等補助金受入	62,000	50,734	26,047	2,808	3,359	無利子貸付金	48,326	39,158	37,645	41,902	28,587
日本高速道路保有・債務返済機構債券及び借入金	2,956,000	2,475,000	1,621,000	1,289,400	1,790,400	経営努力助成金	721	1,136	348	478	192
社会資本整備事業収入	680	573	457	391	324	業務管理費	1,528	2,546	1,839	8,160	1,797
業務外収入	54,903	1,958	3,353	3	4	一般管理費	1,273	1,421	1,286	1,397	1,433
						業務外支出	10,996	92,238	83,481	82,518	91,269
合計	4,889,436	4,632,496	3,803,368	3,180,001	3,723,927	合計	4,826,682	4,630,681	3,822,272	3,381,454	3,886,565

(鉄道勘定)

平成 25～29 年度における決算額 (28 年度、29 年度は予算額) (単位：百万円)											
収入	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算	支出	H25	H26	H27	H28 予算	H29 予算
業務収入	832	956	794	910	905	業務管理費	1,324	1,585	2,621	7,107	6,007
政府等出資金受入	5,679	3,301	100	124	-	一般管理費	14	13	15	7	8
政府等補助金受入	25	28	27	39	57	業務外支出	-	0	0	-	-
業務外収入	11	19	17	15	236						
合計	6,547	4,305	938	1,088	1,198	合計	1,339	1,598	2,637	7,114	6,014

独立行政法人国民生活センターの中期目標変更 新旧対照表

(主務省庁：消費者庁)

第3期中期目標 (変更案)	第3期中期目標 (現行)
<p data-bbox="392 323 880 352">独立行政法人国民生活センター中期目標</p> <p data-bbox="808 416 1106 445">平成25年 2月28日</p> <p data-bbox="719 461 1106 489">(変更) 平成27年 3月 4日</p> <p data-bbox="719 505 1106 534">(変更) 平成27年12月 2日</p> <p data-bbox="719 550 1106 579">(変更) 平成29年 3月28日</p> <p data-bbox="719 595 1106 624"><u>(変更) 平成29年10月 1日</u></p> <p data-bbox="835 639 1106 668">消 費 者 庁</p> <p data-bbox="181 735 360 764">(序文) (略)</p> <p data-bbox="168 831 521 860">1. 中期目標の期間 (略)</p> <p data-bbox="168 924 707 952">2. 業務運営の効率化に関する事項 (略)</p> <p data-bbox="168 1016 1048 1045">3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p data-bbox="181 1109 416 1137">(1) ~ (8) (略)</p> <p data-bbox="181 1201 421 1230"><u>(9) 立担保の実施等</u></p> <p data-bbox="237 1246 1106 1370"><u>独立行政法人国民生活センター法 (平成14年法律第123号) 第10条第7号に規定する業務を円滑かつ効果的に実施するため、以下の取組を行う。</u></p> <p data-bbox="237 1434 1106 1463"><u>① 特定適格消費者団体等と事前相談による情報共有等によって連携を</u></p>	<p data-bbox="1361 323 1850 352">独立行政法人国民生活センター中期目標</p> <p data-bbox="1778 416 2076 445">平成25年 2月28日</p> <p data-bbox="1688 461 2076 489">(変更) 平成27年 3月 4日</p> <p data-bbox="1688 505 2076 534">(変更) 平成27年12月 2日</p> <p data-bbox="1688 550 2076 579">(変更) 平成29年 3月28日</p> <p data-bbox="1805 595 2076 624">消 費 者 庁</p> <p data-bbox="1151 735 1330 764">(序文) (略)</p> <p data-bbox="1137 831 1491 860">1. 中期目標の期間 (略)</p> <p data-bbox="1137 924 1677 952">2. 業務運営の効率化に関する事項 (略)</p> <p data-bbox="1137 1016 2018 1045">3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p data-bbox="1151 1109 1386 1137">(1) ~ (8) (略)</p> <p data-bbox="1151 1201 1234 1230"><u>(新設)</u></p>

<p><u>図りながら協力するよう努める。</u></p> <p><u>② 特定適格消費者団体からセンターへ担保を立てる要請があり有識者による審査を経てセンターが担保を立てる決定をした事案については、裁判所が命じた期限までに担保を立てる。</u></p> <p><u>③ 担保を立てた事案について、その後の裁判手続の経過と権利義務関係を把握し、適切な管理、求償を実施する。</u></p> <p><u>(10)</u> 震災からの復興に向けた取組</p> <p><u>(11)</u> 消費者教育の推進</p> <p><u>(12)</u> 中核機関としての役割の強化</p> <p><u>(13)</u> 政府機関の地方移転に関する取組</p> <p>4. 財務内容の改善に関する事項 (略)</p> <p>5. その他業務運営に関する重要事項 (略)</p>	<p>(9) 震災からの復興に向けた取組</p> <p>(10) 消費者教育の推進</p> <p>(11) 中核機関としての役割の強化</p> <p>(12) 政府機関の地方移転に関する取組</p> <p>4. 財務内容の改善に関する事項 (略)</p> <p>5. その他業務運営に関する重要事項 (略)</p>
---	---

独立行政法人日本学生支援機構の中期目標 新旧対照表

(赤字・下線部分は変更部分)

変更案	変更前	変更の観点
<p>(序 文) (略)</p> <p>(前 文) (略)</p> <p>情報化の進展、少子高齢化などの社会の急激な変化や経済状況の厳しさの拡大、進学率の上昇による学生等の能力・適性やニーズの多様化、グローバル化の進展に伴う外国人留学生の増加などが進む中で、我が国の大学、高等専門学校及び専修学校専門課程(以下「大学等」という。)においては、社会や学生の多様なニーズに対応する大学等の教育の実現や、大学等の教育研究の国際競争力を高め、優れた外国人留学生を戦略的に獲得するとともに、意欲と能力のある若者全員に留学の機会を付与することなどが求められている。</p> <p>このため、経済的理由により修学が困難な状況にある優れた学生等に対する支援、多様な学生サービスの充実、留学生の質を踏まえた戦略的な留学生交流の推進により、教育の機会均等、次代の社会を担う人材育成、大学等の国際化の推進及び国際的な相互理解の増進が図られなければならない。</p> <p>独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)は、我が国における学生支援の中核機関として、(i)学資の貸与及び支給その他の学生等の修学の援助や、(ii)大学等が学生等に対して行う修学・進路選択等に関する相談及び指導についての支援、(iii)留学生交流の推進を図るための事業など、日本人学生及び外国人留学生に対する支援施策を総合的に行うことが期待されているところである。</p> <p>このような理念・役割のもと、機構の中期目標を以下のとおりとする。</p> <p>I 中期目標の期間 (略)</p> <p>II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 共通的事項 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)情報セキュリティ対策に係る計画 業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進するため、<u>「サイバーセキュリティ戦略について」(平成27年9月4日閣議決定)等</u>の政府の方針を踏まえ、情報システム環境を整備する。</p> <p>2 奨学金事業 教育の機会均等の観点から、意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難な学生等に対し、学生等の自立を支援し、修学環境を整えるため、教育事業として重要な奨学金事業を実施する。</p>	<p>(序 文) (略)</p> <p>(前 文) (略)</p> <p>情報化の進展、少子高齢化などの社会の急激な変化や経済状況の厳しさの拡大、進学率の上昇による学生等の能力・適性やニーズの多様化、グローバル化の進展に伴う外国人留学生の増加などが進む中で、我が国の大学、高等専門学校及び専修学校専門課程(以下「大学等」という。)においては、社会や学生の多様なニーズに対応する大学等の教育の実現や、大学等の教育研究の国際競争力を高め、優れた外国人留学生を戦略的に獲得するとともに、意欲と能力のある若者全員に留学の機会を付与することなどが求められている。</p> <p>このため、経済的理由により修学が困難な状況にある優れた学生等に対する支援、多様な学生サービスの充実、留学生の質を踏まえた戦略的な留学生交流の推進により、教育の機会均等、次代の社会を担う人材育成、大学等の国際化の推進及び国際的な相互理解の増進が図られなければならない。</p> <p>独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)は、我が国における学生支援の中核機関として、(i)学資の貸与その他の学生等の修学の援助や、(ii)大学等が学生等に対して行う修学・進路選択等に関する相談及び指導についての支援、(iii)留学生交流の推進を図るための事業など、日本人学生及び外国人留学生に対する支援施策を総合的に行うことが期待されているところである。</p> <p>このような理念・役割のもと、機構の中期目標を以下のとおりとする。</p> <p>I 中期目標の期間 (略)</p> <p>II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 共通的事項 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)情報セキュリティ対策に係る計画 業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進するため、政府の方針を踏まえ、情報システム環境を整備する。</p> <p>2 奨学金貸与事業 教育の機会均等の観点から、意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難な学生等に対し、学生等の自立を支援し、修学環境を整えるため、教育事業として重要な奨学金事業を実施する。</p>	<p>独立行政法人日本学生支援機構法の一部改正に伴うもの</p> <p>独立行政法人日本学生支援機構法の一部改正に伴うもの</p>

変更案	変更前	変更の観点
<p>(1) 奨学金貸与の的確な実施</p> <p>真に支援を必要とする者に貸与が行われるよう、奨学生に関する家計調査等を行い、調査で得られたデータを基に奨学金の対象となる世帯所得の根拠を明確にしつつ収入基準の見直しを図る。</p> <p>また、貸与基準の見直しに際しては、貸与額が高額となる奨学金の併用貸与者が、修学を行う上で真に必要な額の貸与となるよう、貸与基準の細分化及び貸与上限額の引下げについて検討するとともに、より厳格な審査を行うものとする。</p> <p><u>(2) 給付型奨学金事業の実施</u></p> <p><u>意欲と能力がありながら、経済的理由により進学等を断念せざるを得ない者の進学を後押しするため、平成29年度から給付型奨学金事業を開始し、給付奨学生の募集、選考、学資の支給等に係る体制を構築し、事業を適切かつ確実に実施する。また、制度を安定的に運用し、学生等への支援を確実に実施するため、学資支給基金を造成するとともに区分経理を行い、適切に管理する。</u></p> <p>(3) 適切な適格認定の実施</p> <p>大学等との一層の連携により、奨学金の必要性等を奨学生自ら判断させるための指導を行うとともに、大学等が適切な適格認定を行うことができるよう、「適格基準の細目」をより明確化、具体化し、大学等への周知を徹底する。</p> <p>また、継続的に不適切な認定を行った学校名の公表等再発の防止を図る仕組みを導入する。</p> <p>(4) 返還金の回収促進</p> <p>① 返還金回収状況の把握と分析</p> <p>奨学金貸与事業は返還金をその原資の一部としていることから、返還金を確実に回収し、奨学金貸与事業の健全性を確保する観点から、返還者に関する情報の調査・分析を実施・強化し、これを踏まえた適切な返還金の回収促進を図る。</p> <p>② 回収の取組</p> <p>返還金を確実に回収し、奨学金貸与事業の健全性を確保するため、今中期目標期間中の当年度分(当該年度に返還期日が到来するもの)の回収率を中期目標期間中に96%とする。</p> <p>また、要返還債権数に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合を前中期目標期間最終年度における割合と比較し中期目標期間中に20%以上改善する。総回収率(当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合)を中期目標期間中に83%以上にする。</p> <p>③ 機関保証制度の運用</p> <p>機関保証制度の運用においては、代位弁済となる対象債権を確実に請求する。機関保証制度について、学生等に対して適切に周知を図るとともに同制度の収支の健全性を確保するため、保証機関の将来の事業コスト等を踏まえた事業計画を踏まえ、毎年度検証するとともに、保証料率について、その水準を他の保証機関と比較した上で合理性を明らかにする。</p> <p>④ 減額返還・返還期限猶予・返還免除制度の適切な運用</p>	<p>(1) 奨学金貸与の的確な実施</p> <p>真に支援を必要とする者に貸与が行われるよう、奨学生に関する家計調査等を行い、調査で得られたデータを基に奨学金の対象となる世帯所得の根拠を明確にしつつ収入基準の見直しを図る。</p> <p>また、貸与基準の見直しに際しては、貸与額が高額となる奨学金の併用貸与者が、修学を行う上で真に必要な額の貸与となるよう、貸与基準の細分化及び貸与上限額の引下げについて検討するとともに、より厳格な審査を行うものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 適切な適格認定の実施</p> <p>大学等との一層の連携により、奨学金の必要性等を奨学生自ら判断させるための指導を行うとともに、大学等が適切な適格認定を行うことができるよう、「適格基準の細目」をより明確化、具体化し、大学等への周知を徹底する。</p> <p>また、継続的に不適切な認定を行った学校名の公表等再発の防止を図る仕組みを導入する。</p> <p>(3) 返還金の回収促進</p> <p>① 返還金回収状況の把握と分析</p> <p>奨学金貸与事業は返還金をその原資の一部としていることから、返還金を確実に回収し、奨学金貸与事業の健全性を確保する観点から、返還者に関する情報の調査・分析を実施・強化し、これを踏まえた適切な返還金の回収促進を図る。</p> <p>② 回収の取組</p> <p>返還金を確実に回収し、奨学金貸与事業の健全性を確保するため、今中期目標期間中の当年度分(当該年度に返還期日が到来するもの)の回収率を中期目標期間中に96%とする。</p> <p>また、要返還債権数に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合を前中期目標期間最終年度における割合と比較し中期目標期間中に20%以上改善する。総回収率(当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合)を中期目標期間中に83%以上にする。</p> <p>③ 機関保証制度の運用</p> <p>機関保証制度の運用においては、代位弁済となる対象債権を確実に請求する。機関保証制度について、学生等に対して適切に周知を図るとともに同制度の収支の健全性を確保するため、保証機関の将来の事業コスト等を踏まえた事業計画を踏まえ、毎年度検証するとともに、保証料率について、その水準を他の保証機関と比較した上で合理性を明らかにする。</p> <p>④ 減額返還・返還期限猶予・返還免除制度の適切な運用</p>	<p>独立行政法人日本学生支援機構法の一部改正に伴うもの</p>

変更案	変更前	変更の観点
<p>奨学金の減額返還、返還期限猶予及び返還免除に関しては、制度の適正な運用を図る。</p> <p>⑤ 所得連動返還型奨学金制度の導入 所得の捕捉が可能となることを前提に、奨学金の返還額が所得に連動する柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた準備を行うとともに、適切な実施を期する。</p> <p>(5) 情報提供等の充実 ① 情報提供の充実 奨学金の申込、貸与、<u>給付</u>及び返還に関する情報提供を、ホームページ等を活用し積極的かつわかりやすく行う。</p> <p>(6) 学校との連携強化 学校との連携強化を推進し、奨学生の返還意識の涵養のための指導等を徹底する。</p> <p>3 留学生支援事業 (略)</p> <p>4 学生生活支援事業 (略)</p> <p>5 その他附帯業務 (略)</p> <p>Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項 1～2 (略)</p> <p>3 内部統制・ガバナンスの強化 <u>「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について(平成26年11月28日付け総管査第322号総務省行政管理局長通知)に基づき、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実行する。</u>理事会等において重要な施策を審議・決定するとともに、その実施状況を確実に把握し、適切なガバナンスを確保する。また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)」に基づき、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。</p> <p>Ⅳ 財務内容の改善に関する事項 (略)</p> <p>Ⅴ その他業務運営に関する重要事項 (略)</p>	<p>奨学金の減額返還、返還期限猶予及び返還免除に関しては、制度の適正な運用を図る。</p> <p>⑤ 所得連動返還型奨学金制度の導入 所得の捕捉が可能となることを前提に、奨学金の返還額が所得に連動する柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた準備を行うとともに、適切な実施を期する。</p> <p>(4) 情報提供等の充実 ① 情報提供の充実 奨学金の申込、貸与及び返還に関する情報提供を、ホームページ等を活用し積極的かつわかりやすく行う。</p> <p>(5) 学校との連携強化 学校との連携強化を推進し、奨学生の返還意識の涵養のための指導等を徹底する。</p> <p>3 留学生支援事業 (略)</p> <p>4 学生生活支援事業 (略)</p> <p>5 その他附帯業務 (略)</p> <p>Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項 (略) 1～2 (略)</p> <p>3 内部統制・ガバナンスの強化 (追加) 理事会等において重要な施策を審議・決定するとともに、その実施状況を確実に把握し、適切なガバナンスを確保する。また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)」に基づき、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。</p> <p>Ⅳ 財務内容の改善に関する事項 (略)</p> <p>Ⅴ その他業務運営に関する重要事項 (略)</p>	<p>独立行政法人日本学生支援機構法の一部改正に伴うもの</p>